



Kalle Elo、Tapio Klaavo、Ismo Risku 及び Hannu Sihvonon

Statutory Pensions in Finland
Long-term projections 2009

フィンランドの法定年金制度
2009年長期推計

2010年6月 フィンランド年金センター
翻訳：平成23（2011）年12月 厚生労働省年金局数理課

はじめに

年金局数理課では、厚生年金及び国民年金の財政が長期的に均衡しているかどうかを確認するため、少なくとも5年ごとに、「財政検証」を行うこととなっている。直近の財政検証は平成21（2009）年2月に行い、公表しているが、次期財政検証に向けて、我が国における人口や経済などの状況を的確に把握することの他、諸外国の公的年金制度においては、どのような財政計算を行っているかを調査・研究することも重要である。

諸外国のうち、北欧についてみると、スウェーデンの年金制度に関する情報はかなり収集されているが、フィンランドの年金制度については、日本国内においてテキストが多数あるとは言えない状況であることを鑑み、2010年6月にフィンランド年金センターが公表した“Statutory Pensions in Finland Long-term projections 2009”を全面的に翻訳することとした。この翻訳作業は、本課の国際年金財政分析官が行ったものであり、文責は全て年金局数理課が負う。

この翻訳結果が、日本国内におけるフィンランドの年金制度に関する研究の一助となるのであれば幸いである。同時に、翻訳結果の過誤等に気付かれた場合は、御教示を乞うものである。

この翻訳結果を厚生労働省ホームページへ掲載することは、フィンランド年金センターから許可をいただいている。フィンランド年金センターへは、感謝の意を表すものである。

平成23（2011）年12月

厚生労働省年金局数理課長 安部 泰史

読者の方へ

フィンランドの法定年金制度には、報酬比例年金及び国民年金があり、兵役上傷害年金並びに自動車損害賠償責任及び労働者災害補償保険からなる年金もある。この報告書では、これらの法律の下での、年金支出や平均的な給付水準の長期間の推移の見通しを説明する。加えて、民間被用者・報酬比例年金の財政見通しも、本報告書にて扱う。

フィンランド年金センター〈Finnish Centre for Pensions〉による、前回の、同様の報告書は、2007年にまとめられた。金融危機及び経済状態の転換が、2008年に発生した。2008年から2009年にかけて、報酬比例年金の給付及び国民年金の財政に関連した法律の一部に改正があった。2009年秋に、フィンランド統計局は、現在の見通しの基礎となった、人口の推移を踏まえた、人口推計をまとめた。人口及び経済の実績の推移と新しい展望とが、どの程度、法定年金の水準及び財政に影響を与えるのかを、本報告書で説明する。

この報告書の見通しは、フィンランド年金センターの長期計画モデルを利用して、作成された。Kalle Elo は、人口推計及び平均余命係数〈life expectancy coefficient〉の計算を担当した。Tapio Klaavo は国民年金の見通しを、Ismo Risku は報酬比例年金の見通しを担当した。Hannu Sihvonen、Kalle Elo 及び Tapio Klaavo は、見通しにて利用される登録データをまとめ、整理したことへの責任を負う。Ismo Risku は本報告書をフィンランド語にて執筆し、Lena Koski 及び Ismo Risku が英訳を行った。フィンランド統計局の Markus Rapo は、人口推計に必要となるデータを提供した。Merja Raunis が、印刷製本を担当した。

ヘルシンキ、2010年6月4日

Kalle Elo, Tapio Klaavo, Ismo Risku 及び Hannu Sihvonen

抜粋

フィンランドの法定年金制度には、報酬比例年金及び国民年金があり、兵役上傷害年金並びに労働者災害補償保険及び自動車損害賠償責任からなる年金もある。この報告書では、これらの法律の下での年金支出や平均的な給付水準の推移の見通しを説明し、更に 2009 年から 2075 年までの民間被用者・報酬比例年金の財政見通しも説明する。結果に影響を与える最も重要な前提の寄与については、変動の影響を計算することで説明する。

本報告書の結果は、フィンランド年金センターの長期計画モデルを利用して、計算がなされている。モデルは法定年金の仕組みを模倣する。このモデルを利用することにより、年金制度に必要なものを推計し、計画することが可能となる。年齢別性別の平均法〈average technique by age and gender〉を基礎として、計算処理がなされている。

訳注 1. 抜粋は、英語とフィンランド語とにより記されている。上記は、このうちの英文を訳したものである。

訳注 2. 年齢別性別の平均法とは、年齢別性別に加入者を分類して、年齢別性別が同一である者をひとまとめにして扱い、計算処理を行う一般的な方法。(補遺 1 参照)

要旨

この報告書では、2009年のフィンランド年金センターによる、法定年金支出及び平均的な年金の水準の推移を考察するための長期見通しを説明する。民間被用者・報酬比例年金法の主な結果は被用者年金法（TyEL）で規定される保険料及び積立金の推移であるが、本報告書はこれを含む。

人口の推移は、2009年秋にフィンランド統計局が公表した見通しを用いる。フィンランド年金センターは、この推計の2060年を超える期間分を推計している。この推計の下では、63歳の者の平均余命は、(現行水準の20.9年から)2025年までに3.1年分伸長し、更に2075年までに8.6年分伸長する。生産年齢人口は、2030年代初頭まで減少した後、再度増加を始める。生産年齢人口は、2075年に、2008年と同じ規模になる。高齢者比率は、2008年の25%から、2025年42%、2075年53%に増加する。

2008年に、就業率は71%を少し下回っている。景気後退の結果、2010年には67%を下回ると予想される。これ以降、雇用は増加し、2025年以降の就業率は概ね71%になると予想される。就業率の増加は、失業の減少と実際の退職年齢（effective retirement age）の上昇とにより、説明可能である。2025年には、予想される実際の退職年齢（expected effective retirement age）は2008年水準よりも1.6年上昇し、2050年には2.5年上昇すると予想される。平均余命伸長のために、受給後の平均的な年数は、見通し期間の終了時には、今日よりも凡そ6年間長くなると推定されている。基本見通しでは、所得水準の年間成長率は概ね1.75%であり、年金積立金による平均的な実質利回りは、年4.0%を少し下回っている。

訳注3. “expected effective retirement age”については、“Effective retirement age in the Finnish earnings-related pension scheme 2/2011”を参照した。この報告書には、

“The Finnish Centre for Pensions has developed an indicator to measure the effective retirement age which is not affected by the age structure of the population.”

とある。フィンランド年金センターが開発した指標が、“expected effective retirement age”であり、以下の計算処理により得られる。

$$A_j \text{ (} j \text{ 歳で退職する確率)} \\ = e_j \times (1 - e_m - y_m) \times (1 - e_{m+1} - y_{m+1}) \times \dots \times (1 - e_{j-1} - y_{j-1})$$

e_j = j 歳到達者の j 歳で退職する確率

y_j = j 歳到達者の j 歳で死亡する確率

m = 計算対象となる年齢範囲での最年少の年齢

$$E_m \text{ (} m \text{ 歳を最年少とした場合の予想される実際の退職年齢)} \\ = \{ m \times A_m + (m+1) \times A_{m+1} + \dots + 70 \times A_{70} \} \div \{ A_m + A_{m+1} + \dots + A_{70} \}$$

上記の報告書は、以下のサイトからダウンロード可能である。

http://www.etk.fi/en/gateway/PTARGS_0_2712_459_770_3439_43/http%3B/content.etk.fi%3B7087/publishedcontent/publish/etkfi/en/julkaisut/statistics/statistical_reports/effective_retirement_age_in_the_finnish_earnings_related_pension_scheme_2010_7.pdf

平均余命係数を用いて、老齢年金の年金額は、62歳を超えた者の平均余命の変化に応じて調整される。2025年の平均余命係数は0.90と予想され、見通し期間の最終年である2075

年には、当該係数は 0.75 と予想される。

経済全体から考えると、報酬比例年金の支出は、2008 年には所得総額の 22%を少し超えていた。2009 年から 2010 年まで、年金支出比率は、雇用減少のために、急に増加する。支出比率の増加は 2030 年代初頭までつづき、報酬比例年金支出は所得総額の 3 分の 1 になるであろう。2030 年代末以降、見通し期間終了までに、年金支出比率は全体で 3%ポイント減少する。年金支出の増加は、老齢年金支出増加の結果である。法定年金支出総額は、現在、GDP の 11%に相当する。最も大きくなる時の比率は、2030 年代に、15%程度に増加すると見込まれる。2040 年代末以降、GDP に対する年金支出比率は、14%で安定する。

見通し期間を通して、平均年金額による購買力は、1,260 ユーロから凡そ 3,200 ユーロへ増加する。平均賃金額と比較すると、平均年金額は、今後 10 年間、増加する。この点は、報酬比例年金制度の成熟により、説明される。しかしながら、相対的な年金水準は、2010 年代末には、減少し始める。この減少の最も重要な原因は、平均余命の伸長と、平均余命の変化に応じて給付水準を調整する平均余命係数とにある。

TyEL 保険料率は、現行水準 21%から 2025 年には概ね 27%に上昇する。これ以降、保険料率は 2%ポイント減少する。TyEL 保険料率の増加は、年金支出比率の増加の結果生じる。2008 年に所得総額に対する TyEL 年金支出比率は 18.1%であり、2030 年に支出比率は 11%ポイント増加すると予想される。2010 年始からの十分な一定値の保険料率は、25.4%である。この保険料率により、長期間に渡る制度の財政的安定性を確保することができる。

重要な経済前提に関して、基本見通しの変動範囲の検討が、この報告書にてなされている。

基本見通しよりも継続して高い状態の就業率がつづく前提では、最初は、支出比率と保険料率とが基本見通しよりも低くなる。しかしながら、長期間に渡っては、より高い就業率は年金水準を引き上げるため、雇用前提の違いは保険料水準とは無関係になる。

訳注 4. 原本“EXECUTIVE SUMMARY”の 2 ページ目下から 6 行目の
“the expenditure and contribution percentages”

については、図 6.1 を参照して、「支出比率と保険料率」と訳した。訳注 5 を参照すること。

障害年金発生率 (*disability pension retirement risk*) が減少することにより、年金支出は減少し、雇用は増加することになる。2 つの要因により、保険料率と支出比率とは減少する。また、障害年金発生率が減少することにより、平均的な給付水準をわずかに引き上げることになる。

訳注 5. 原本“EXECUTIVE SUMMARY”の 2 ページ目から 3 ページ目にかけての
“contribution and expenditure percentages”

については、図 6.2 を参照して、「保険料率と支出比率」と訳した。訳注 4 を参照すること。

老齢年金については、年金支出は最初減少し、仮に 63 歳まで労働市場に留まっていた全ての人が、68 歳まで働きつづけるのであれば、所得総額は増加する。しかしながら、年金支出と所得総額との関係は著しく変化することはないため、長期間に渡っては、平均的な給付水準は増加する。

基本見通しよりも所得水準の成長率が大きくなることは、相対的な年金水準が基本見通しの水準よりも低くなることを意味する。これにより、年金支出比率は減少する。しかしながら、所得水準の成長率が TyEL 保険料水準へ与える影響は、ほんのわずかである。所得総額の増加を上回る運用収入 (*investment returns*) の増加は、年金に資金を継続して提供することになる。仮に所得総額の増加が速くなるのであれば、年金支出に対する積立金

の比率は、より小さくなる。

訳注6. 表 6.8 に示されている支出の比率と積立金の比率とから、急な成長（「所得総額の増加が速くなる」状態）のほうが、支出に対する積立金の比率が小さくなることがわかる。

年金積立金による運用収入は、確定給付方式の原理通り、主に保険料水準に影響を与える。見通し期間を通して、年金積立金は所得総額の概ね2倍であるため、平均的な運用利回り（investment returns）が1%ポイント異なると、TyEL 保険料率に概ね2%ポイントの差が生じる。

目次

| | |
|---|----|
| 1. はじめに | 8 |
| 2. 重要な結果及び前回報告書との比較..... | 10 |
| 3. 法定年金の給付及び年金財政..... | 18 |
| 3.1. 本報告書にて言及される年金法..... | 18 |
| 3.2. 給付の定義及び種類..... | 19 |
| 3.3. 年金財政 | 23 |
| 4. 基本見通しの前提..... | 25 |
| 4.1. 人口 | 25 |
| 4.2. 雇用及び実際の退職年齢..... | 27 |
| 4.3. 所得水準の上昇及び物価上昇..... | 29 |
| 4.4. 年金積立金による運用収入..... | 30 |
| 5. 基本見通し | 32 |
| 5.1. 報酬比例年金支出..... | 32 |
| 5.2. 法定年金支出総額..... | 38 |
| 5.3. 年金受給者の人数及び平均年金額..... | 40 |
| 5.4. 民間被用者・報酬比例年金の財政..... | 42 |
| 6. 変動範囲の分析 | 48 |
| 6.1. 雇用 | 48 |
| 6.2. 障害年金発生率..... | 50 |
| 6.3. 老齢年金発生率..... | 52 |
| 6.4. 所得水準の上昇..... | 54 |
| 6.5. 年金積立金による運用収入..... | 56 |
| 参考文献 | 59 |
| 補遺 | 60 |
| 補遺 1：推計モデル..... | 60 |
| 補遺 2：年金及び失業の給付についての法律の 2010 年及び 2011 年改正の影響評価.. | 63 |
| 補遺 3：2010 年時点の一定 TyEL 保険料率 | 65 |
| 補遺 4：平均余命係数及び補償労働..... | 67 |
| 図表一覧 | 69 |
| 翻訳担当者による追記..... | 73 |

1. はじめに

この報告書は、フィンランド年金センターによる、法定年金支出、平均的な給付水準及び民間被用者・報酬比例年金の財政の長期見通しを説明している。検討対象となる法定年金は、報酬比例年金及び国民年金とし、兵役上傷害法、兵役上傷害保償法、自動車損害賠償責任保険法及び労働者災害補償保険法（SOLITA 年金）も含める。

報酬比例年金保険は、18 歳以上 67 歳以下の、賃金や給与を得ている全ての雇用されている者や自営業者が適用対象となる。報酬比例年金により、被保険者及びその家族が、老齢、就労不能または死亡という保険事由発生により、労働中の稼得収入（income earned）に関連した相応の収入を受け取ることが可能となる。国民年金の目的には、老齢または就労不能という保険事由発生の際の最低所得を国民各々に行うことがある。SOLITA 年金は、ある特定の保険事由が発生した際の給付である。2008 年時点で、法定年金総額の 85% が報酬比例年金、13% が国民年金及び約 3% が SOLITA 年金であった。

見通しでは、現行法、各種法令及び現行てつづきの通りに、法定年金が推移するものとする。見通しでの重要な点は、報酬比例年金に関する点にある。法定年金支出、平均的な年金の水準並びに TyEL の保険料及び年金積立金の推移が重要な結果である。経済動向の記述では、例えば、雇用の推移では、見通しの結果よりは前提を説明するものとする。

フィンランド年金センターによる前回の長期見通しは、2007 年秋に公表された。次の年は、年金積立金運用を含む投資活動は、金融危機のために、利益がなかった。2008 年秋に、TyEL 積立金関連の法律は限時法として改正されたが、改正目的には、株式売却の圧力を避けることがあった。

2009 年に、報酬比例年金と報酬比例失業給付との調整についての法律改正がなされた。これらの改正は、2010 年から 2011 年にかけて施行となる。その結果、障害年金につづく老齢年金のみならず、若年にて障害者となった人の年金も増える。短時間労働年金（part-time pension）及び役務代替休暇（job alternation leave）の期間の給付乗率（accrual rate）は減じられる。更に、短時間労働年金と失業保障での所定給付日数（additional days）分の失業手当との受給可能年齢は、引き上げられる。これに関連して、政府と主な労働団体とは、報酬比例年金と国民年金との財政調整について合意した。報酬比例年金の保険料率は、2011 年から 2014 年までの間、合計で 1.6% ポイント増加する。併せて、雇用主の国民年金保険料負担は、2010 年時点で廃止になる予定である。

前述の法律改正は、この報告書の見通しにて考慮されている。2009 年に、実際の退職年齢を 2025 年までに 3 歳引き上げる動議が準備された。国民年金に関連して、少額の年金を受給している人の収入（income）を改善する、所謂保障年金へ向けた準備がなされた。これらの調整はまだ計画段階であり、見通しでは考慮していない。

2009 年秋に、フィンランド統計局は新しい人口推計をまとめた。本報告書の見通しは、人口統計に関する限りでは、当該推計を基礎とした。同様に、基本見通しでは、経済成長及び老齢年金発生率（retirement risk）は、公表されている前提の推移に従っている。別の見通しを作成することにより、重要な経済前提に関して、結果の変動範囲を検討している。

本報告書の構成は、次の通りである。第 2 章では、仮定及び結果の要旨を記した上で、2007 年に刊行された報告書との比較を記す。第 3 章では、フィンランド年金法制の重要な特性を述べる。基本見通しの仮定は第 4 章にて説明し、結果は第 5 章につづく。中位の経済前提に関して、結果の変動範囲を、第 6 章にて検討する。補遺では、推計モデルの構造及び 2010 年から 2011 年にかけての報酬比例と失業補償との法律上の調整の影響を見積もって、説明を行う。更に、補遺では一定の TyEL 保険料率の場合の見通しを扱う。当該見通しでは、予測可能な TyEL 制度の支出の財政を扱い、平均余命係数による年金額減少を補うために、労働期間延長が要求される見通しに沿っている。

訳注7. “the required prolongment of the working career to compensate for the life expectancy coefficient” の “to compensate for the life expectancy coefficient” については、直訳すると「平均余命係数を補うために」となるが、平均余命係数利用により年金額が減ることを、長期間働くことで補うことになるため、上記のように訳した。

2. 重要な結果及び前回報告書との比較

以下に記す事項や将来見込みは、本報告書の結果へ直ちに影響を与える。

金融危機及び景気後退

世界中の金融市場が、2008年に危機に直面した。民間部門の報酬比例年金の積立金運用では、実質利回りにて18%の損失を出した。金融危機のため、近い将来の経済展望はかなり弱気となっている。2009年には、国民総生産及び所得は減少し、2010年の成長率は低いものとなる見込みである。

年金積立金の運用結果の減少と所得総額の減少とにより、報酬比例年金保険料率の引上げ圧力が増している。しかしながら、景気後退のために、年金支出が著しく増加することはない。短期的には、景気後退による雇用情勢悪化の結果、退職者の人数が増加するのであれば年金支出は増加するが、厳しい財政状態がつけば、過去期間分（accrued pension）の総額は減少するため、将来の年金支出は減少する。

法律改正

金融危機の間、TyEL 積立金関連の法律が限時法として改正されたが、改正目的には、株式売却の圧力を避けることがあった。2009年始現在、農業者年金法が、芸術及び科学分野の助成金受給者も対象とするために、拡張されたところである。報酬比例年金及び失業保障の法律は、2010年から2011年にかけて改正されることになっている。年金法制の改正は、失業、遺族及び短時間労働の年金に影響し、役務代替休暇の間の年金額付与にも関係する。失業手当の権利である所定給付日数は、1年ごとに減少する予定である。

法律改正により、積立金、年金給付及び雇用は影響を受ける。しかしながら、年金支出総額あるいは保険料率への著しい、かつ、明瞭な影響はない。TyEL 積立金関連の限時法は、年金機関（pension institutions）の投資構成割合（investment allocation）へ影響を与える。保険料水準への影響は、投資市場の動向次第である。2009年始の好ましい動向がづくのであれば、限時法の結果として、年金積立金の収益は改善する。2009年社会保障法改正により、年金支出は、ある部分は増加し、ある部分は減少する。当該改正により、高齢者の就業は増加することになる。

訳注8. “2009 amendments to social legislation” は、「2009年社会保障法改正」と訳した。（“social legislation”を“social security legislation”と理解した。）同様に、“social benefit periods”（原本27ページに2箇所、79ページに1箇所、記載あり。）は、“social security benefit periods”と理解した。

TyEL 保険料推移についての合意

2009年法律改正に関連して、政府と主な労働団体とは、報酬比例年金及び国民年金の財政運営を改正することに合意した。一時的な保険料引下げを除くと、2010年の報酬比例年金の保険料は2009年と同様にし、2011年から2014年までの間に1年ごとに0.4%ポイントの引上げを行う予定である。雇用主の国民年金保険料負担は、2010年時点で廃止となった。

2009年人口推計

2009年秋に、フィンランド統計局が、2060年までの新しい人口推計をまとめた。フィンランド年金センターは、死亡率の変化率が2060年時点の半分とした独自の調整を行った上で、この推計を拡張した。2007年人口推計と比較すると、総ての人口動態要素（出生率、死亡率及び純移民数）は変化しており、前回推計と比較して、人口成長が増加しつづける

という結果になる。純移民は年当たり 15,000 人（過去の推計では、10,000 人であった）。2075 年の 63 歳の者の平均余命は、29.5 年（27.8 年）と推定され、2008 年実績値と比較すると 8.6 年分増加している。合計特殊出生率は、1.85（1.84）である。

フィンランドの総人口は 6.4 百万人（5.8 百万人）に達することとなり、総人口に占める生産年齢人口の割合は、見通しの最初の年と最後の年とで、同程度の規模になる。前回推計では、生産年齢人口の人数は、30 万人近く減少することとなっていた。

高齢者比率（old-age dependency ratio）は、2008 年の 25%から、2025 年 42%まで増加する。人口の高齢化は、見通し期間終了までつづき、最終年で、高齢者比率 50%を超えることになる。新しい見通しでは、高齢者比率の推移が大きく変化することはない。

基本見通しの他の前提

基本見通しの前提をまとめて、表 2.1 に示す。短期の経済展望は、経済動向の予測を踏まえて、考慮されている。しかしながら、長期的には、経済動向は、2007 年見通しで示された結果と同様になる。就業率は 70%を上回るまで上昇し、2050 年までに、予想される実際の退職年齢は、2005 年年金改革より前の水準から 3 歳上がるであろう。年間の所得水準の実質成長率は、2012 年時点で 1.75%になる。

訳注 9. 原本 17 ページ 3 行目及び 9 行目にある “close-term” は、“closed-term” の記述ミスではなく、文字通り「近い-期間」であると判断し、「短期の」と訳した。

金融危機の結果、予想される短期の年金積立金による運用収入は、減少する。低い金利（interest rate）のために、利回りは低水準のままである。加えて、株式及び他のハイリスク（かつ、ハイリターン）の投資商品の比率は、年金機関の投資構成割合にて、非常に低い。2010 年の予想利回りは 3.4%であり、2016 年までに、4%まで徐々に増加すると仮定されている。

法に基づき、国民年金指数（national pension index）は、消費者物価にのみ基づいて定められる。経済成長の結果、これにより、国民年金の価値はやがて縮小する。しかしながら、国民年金は、法律改正を経て、増加する傾向にある。国民年金は、2012 年時点の稼得収入（earned income）の変動と結びつけた上で計算されるため、将来の国民年金給付の増加が予想される。2007 年見通しでは、国民年金は、所謂、半々指数（fifty-fifty index）に従っていた。この前提による調整により、国民年金の支出及び給付水準は増加する。

訳注 10. 物価水準の変動と所得水準の変動とを、50%のウェイトで、両方を踏まえて、指数化したものを、“fifty-fifty index” という。直訳とした。“fifty-fifty index” については、以下のサイトの記述を参照した。

<http://62.236.128.117/Page.aspx?Section=63985>

“In the fifty-fifty index the weighting of the change in both the price level and the earnings level is 50 per cent. ”

表 2.1. 2009 年長期見通し及び 2007 年長期見通しの前提のまとめ

| | 2008** | 2009 年見通し | | | 2007 年見通し | | | |
|----------------|--------|-----------|------|------|-----------|------|------|------|
| | | 2010 | 2025 | 2075 | 2008 | 2010 | 2025 | 2075 |
| 人口 | | | | | | | | |
| 合計特殊出生率 | 1.85 | 1.85 | 1.85 | 1.85 | 1.84 | 1.84 | 1.84 | 1.84 |
| 純移民数 (単位: 千人) | 15.5 | 15 | 15 | 15 | 10 | 10 | 10 | 10 |
| 63 歳の者の平均余命 | 20.9 | 21.4 | 24.0 | 29.5 | 20.9 | 21.2 | 23.5 | 27.8 |
| 高齢者比率* | 0.25 | 0.27 | 0.42 | 0.53 | 0.25 | 0.26 | 0.42 | 0.52 |
| 国民経済 | | | | | | | | |
| 就業率 (%) | 70.6 | 66.9 | 70.8 | 71.0 | 69.6 | 70.3 | 71.2 | 72.0 |
| 予想される実際の退職年齢 | 59.4 | 59.5 | 61.0 | 61.9 | 59.6 | 60.0 | 61.1 | 61.9 |
| 所得水準の実質成長率 (%) | 1.3 | 1.3 | 1.75 | 1.75 | 1.8 | 1.75 | 1.75 | 1.75 |
| 投資の実質利回り (%) | -18.3 | 3.4 | 4.0 | 4.0 | 4.0 | 4.0 | 4.0 | 4.0 |

* 15 歳以上 64 歳以下人口に対する 65 歳以上人口の比率。

** 実績値

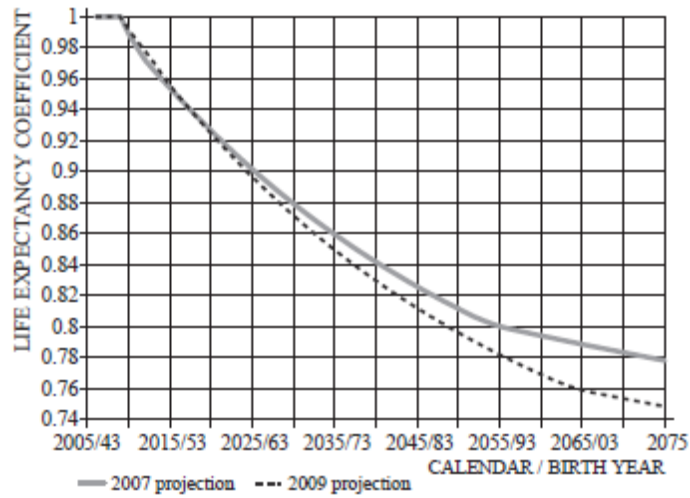
結果

平均余命係数

平均余命係数を用いることで、老齢年金の年金額は、62 歳を超えた者の平均余命の変化に応じて調整される。2025 年に平均余命係数の値は 0.90 となり、2075 年には 0.75 となる。

新しい人口推計によれば、平均余命係数は、2020 年代までは、前回の結果からほんの少しだけ乖離する。2010 年代には、以前よりもより詳しい見通しになっているためだけでなく、新しい予測では、平均余命係数の値は、係数の効果及び予想される死亡率の推移の違いのためにわずかに高くなっている。新しい見通しによれば、高齢者の死亡率が低くなるため、平均余命係数は 2030 年代により小さくなる (図 2.1)。

図 2.1. 2010 年から 2075 年までの平均余命係数



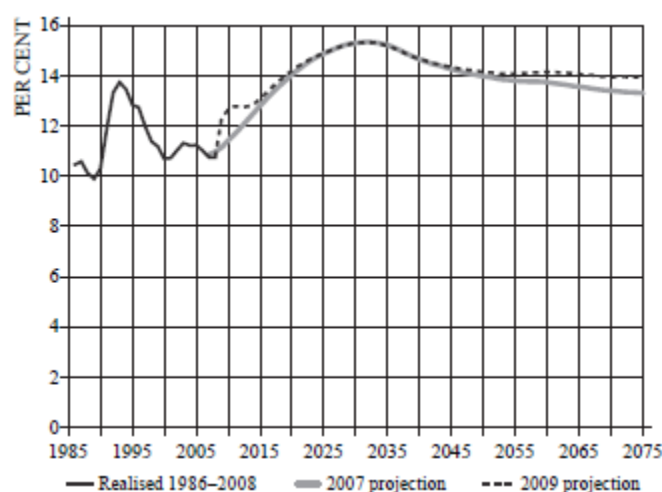
| | |
|-----------------------------|-----------|
| LIFE EXPECTANCY COEFFICIENT | 平均余命係数 |
| CALENDAR/BIRTH YEAR | 見通し年/生年 |
| 2007 projection | 2007 年見通し |
| 2009 projection | 2009 年見通し |

訳注 11. 横軸の西暦年に適用される平均余命係数を縦軸で示す。各年、62 歳到達の者に対して平均余命係数が定まるため、西暦年と当該年に 62 歳に到達する者の生年とを同時に示している。例えば、2015 年に 62 歳に到達する者は 1953 年生まれであるが、「2015/53」が、これを示す。(表 A4.1 参照)

年金支出総額

雇用が減少し、所得水準の上昇がわずかとなるため、所得総額に対する年金支出総額の比率は、2009 年から 2010 年にかけて急に増加する。年金支出比率（所得総額に対する比率）は、2030 年代前半まで増加しつづけ、その後、見通し期間の終了までには 4%ポイント近く減少する。この増加は、老齢年金支出増加の結果である。後の支出比率の減少は、部分的には平均余命係数の効果として、部分的には法律改正にて、特に公的部門の給付乗率が引き下げられたことにて説明できる。労働力が 2030 年代に増加するということから、支出比率は減少する。2008 年に、法定年金支出総額は GDP の 11%近くにまで達していた。景気後退のため、GDP に対する年金支出比率は、近い将来には急に増加する。最も大きくなる時は、当該比率は、2030 年代に 15%まで増大する。2040 年代後半には、GDP に対する年金支出比率は 14%で安定する（図 2.2）。

図 2.2. 1986 年から 2075 年までの GDP に対する報酬比例年金の支出比率 (%)
(全ての報酬比例年金法)



| | |
|--------------------|----------------------|
| Realised 1986-2008 | 1986 年から 2008 年までの実績 |
| 2007 projection | 2007 年見通し |
| 2009 projection | 2009 年見通し |

GDP に対する年金支出比率については、様々の効果によって従来の見通しと新しい見通しとは違いがある。現在の景気後退から、経済が縮小するため、GDP に対する年金支出比率は増加することになる。しかしながら、より急速な人口増加により GDP は増加し、GDP に対する年金支出比率は、長期間では減少することになる。見通しでは国民年金と所得の増加とを関連付けるため、長期の GDP に対する当該年金支出の比率は安定することになる。従って、GDP に対する年金支出総額の比率も安定する。2007 年見通しでは、GDP に対する国民年金の比率は、徐々に減少する結果になっていた。

平均年金額

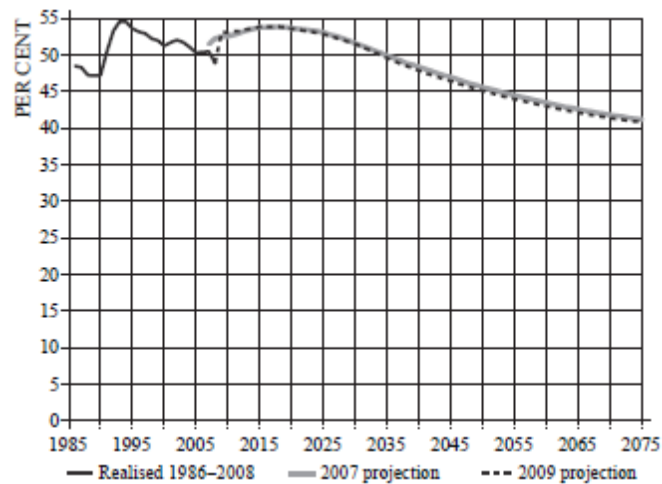
2008 年には、フィンランドに居住して、自らの権利として年金を受給している者の平均年金額は、月 1,260 ユーロであった。2025 年には、2008 年価格の平均年金額は、月 1,700 ユーロになり、2075 年には月 3,100 ユーロになる。報酬比例年金は被保険者の労働による稼得収入を基礎として定まるため、年金による購買力は増加する。世帯単位の平均賃金額と比較して、報酬比例年金制度成熟に従って、平均年金額はわずかに増加する。しかしながら、次の 10 年が終わるまでには、平均賃金額に対する平均年金額の比率は減少する。この点の最も重要な要因は、平均余命の急な伸長のために、平均余命係数が小さくなることにある。現時点では、平均年金額は被保険者の平均収入の概ね 50% であり、見通し期間の終了時には、概ね 40% になる。

平均賃金額に対する平均年金額の比率は、2009 年見通しと 2007 年見通しとで、同様の傾向で推移する。(原注 1) 平均余命係数の影響が強くなることから、長期の報酬比例年金の比率は、2007 年見通しと比較すると新しい見通しでは、より低いままである。一方、国民年金指数が所得水準に従うにつれ、年金受給者の収入の一部である国民年金の重要性は、現行よりも、増すことになる。

原注 1. 各見通しの給付水準の比較は、同等比較ではない。2008 年時点で、年金受給者の

住宅手当及び介護手当は、国民年金にはもはや含まれていない。一方、記録変更の結果、被雇用者である被保険者の人数は増加し、年金と比較される被保険者の平均給与の見通しは減少することになる。

図 2.3. 1986 年から 2075 年までの平均賃金額に対する平均年金額の比率 (%)

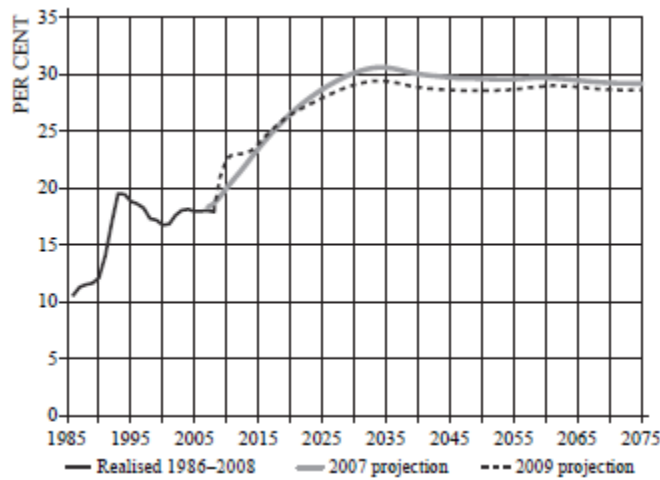


| | |
|--------------------|----------------------|
| Realised 1986-2008 | 1986 年から 2008 年までの実績 |
| 2007 projection | 2007 年見通し |
| 2009 projection | 2009 年見通し |

TyEL 制度の支出, 保険料及び積立金

景気後退のため、TyEL 年金支出比率は、2009 年から 2010 年にかけて著しく増加する。人口の高齢化のために、支出比率は、2030 年代前半まで増加がつづく。2030 年代前半頃には TyEL 制度の支出は所得総額の 30% 近くに達する。2030 年代以降の人口の高齢化に拘わらず、支出比率はもはや上昇しない。高齢化が平均余命の伸長に起因する限りは、人口の高齢化に起因する支出増の影響は、平均余命係数により除去される。一方、労働力の規模は、2030 年代から見通し期間終了まで増加する。新しい見通しでは、雇用者の人数は、2007 年見通しよりも増えている。これにより、長期的には支出比率は減少する (図 2.4)。

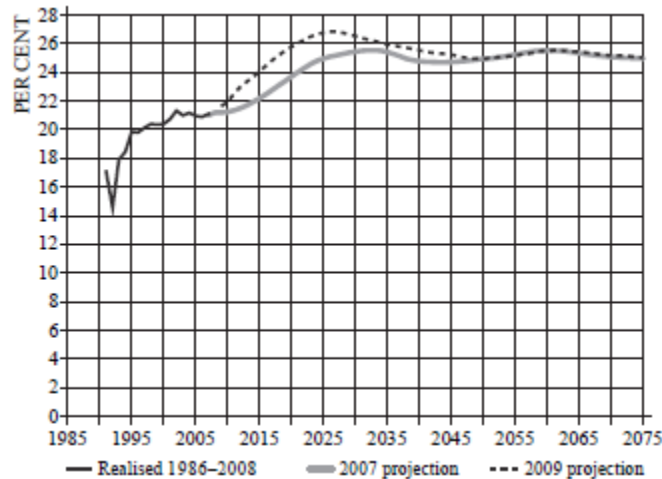
図 2.4. 1986 年から 2075 年までの所得総額に対する TyEL/TEL、LEL 及び TaEL 支出比率(%)



| | |
|--------------------|----------------------|
| Realised 1986-2008 | 1986 年から 2008 年までの実績 |
| 2007 projection | 2007 年見通し |
| 2009 projection | 2009 年見通し |

TyEL 保険料率は、現行の概ね 21%から、2020 年代半ばまでに 27%近くまで増加する。これ以降、保険料水準は、概ね 2%ポイントの減少となる。保険料率の増加は、支出の増加に起因する。保険料率引上げ圧力は、金融危機により所得総額に対する年金積立金の比率が 2008 年に 40%ポイント近く減少したことから生じている。2009 年から 2010 年にかけての所得総額の減少及び 2009 年前半の良好な運用結果により、所得総額に対する積立金の比率は急に増加する。急な変化の後、所得総額に対する積立金の比率は、ゆっくりと大きくなる。景気回復に伴って、所得総額は比較的大きな増加となるが、2010 年から 2015 年までの年金積立金の予想収益は、通常よりは低いめになる（図 2.5 及び図 2.6）。

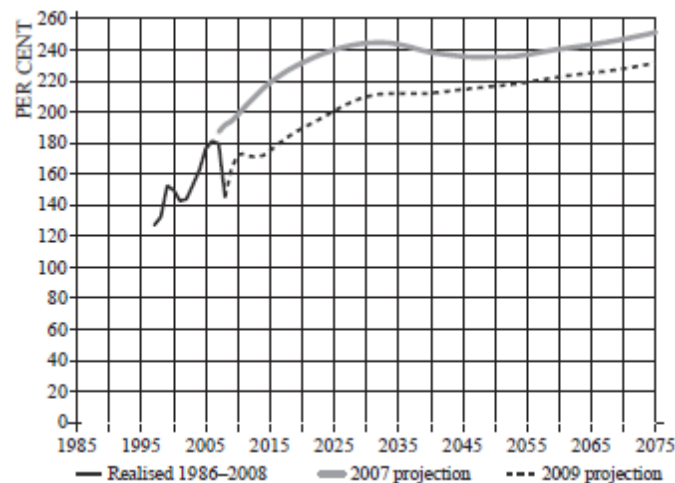
図 2.5. 1991 年から 2075 年までの TyEL/TEL 保険料率



| | |
|--------------------|-------------------|
| Realised 1986-2008 | 1991年から2008年までの実績 |
| 2007 projection | 2007年見通し |
| 2009 projection | 2009年見通し |

新しい見通しの保険料水準は、2007年見通しの保険料水準より、2010年代及び2020年代には2%ポイント程度上回る。2030年代になると、両方の見通しの保険料水準には、著しい差はない。新しい見通しで支出水準が高くなることは、景気後退による年金積立金の減少及び所得総額の減少の結果である。長期的には、新しい見通し結果の支出比率が、2007年見通し結果の支出比率よりも低いままであることから、保険料水準の差は消える。

図 2.6. 1997年から2075年までの所得総額に対する TyEL/TEL 積立金の比率 (%)



| | |
|--------------------|-------------------|
| Realised 1986-2008 | 1997年から2008年までの実績 |
| 2007 projection | 2007年見通し |
| 2009 projection | 2009年見通し |

訳注 12. 原本の図 2.5 (23 ページ) と図 2.6 (24 ページ) とに「Realised 1986-2008」とある。図中の実績値を表す線は、それぞれの表題に示されている西暦年からの描画となっているため、表題に対応した翻訳とした。

将来の年金支出の財政面から考えると、2010年時点の、十分な、一定値の TyEL 保険料率は 25.4%である。2008年に TyEL 保険料率は 21.1%であるため、4.3%ポイントの引上げが必要である。2007年報告書では、2008年時点の十分な保険料水準は 24.3%であった。

3. 法定年金の給付及び年金財政

3.1. 本報告書にて言及される年金法

報酬比例年金の仕組みは、いくつかの年金法から規定され、経済活動の異なる分野に適用されている。実際、被雇用者または自営業者であっても、18歳以上67歳以下の働く全ての人々が、何らかの法律により、被保険者となっている。国民年金は、報酬比例年金が少額である場合に、最低保障年金として機能する。

見通しでは、以下の報酬比例年金法を前提にしている。

民間部門の年金法：

- ・被用者年金法〈Employees Pensions Act〉(TyEL)
- ・船員年金法〈Seafarer's Pensions Act〉(MEL)
- ・自営業者年金法〈Self-Employed Persons' Pensions Act〉(YEL)
- ・農業者年金法〈Farmers' Pensions Act〉(MYEL)
- ・農業者早期退職扶助法〈Act on Farmers' Early Retirement Aid〉(LUTUL)

公的部門の年金法及び規制：

- ・国家公務員年金法〈State Employees' Pensions Act〉(VaEL)
- ・地方政府年金法〈Local Government Pensions Act〉(KuEL)
- ・福音ルーテル派教会年金法〈Evangelical-Lutheran Church Pensions Act〉(KiEL)
- ・社会保険機関〈Social Insurance Institution〉(KELA)、フィンランド銀行〈Bank of Finland〉及びオーランド自治政府〈regional government of Åland〉の被雇用者及び役員のための年金規制

民間及び公的部門の年金法：

- ・子育て期間及び学業期間に係る国家拠出分の年金額付与保償法〈Act on compensation for pension accrual from state funds for periods of childcare and periods of study〉(VEKL)

TyEL、YEL 及び MYEL の民間部門の年金法は支出及び財政見通しが示され、公的部門の年金法は支出見通しのみが示される。

報酬比例年金は、確定給付型である。言い換えれば、年金支出の規模により、保険料水準や他の財政的に必要なものが決定される。このため、年金支出を最初に調べて、これらの支出の財政を検討することになる。

国民年金の見通しでは、以下の法律による給付を含む。

- ・国民年金法〈National Pensions Act〉(KEL)
- ・最前線退役軍人年金法〈Front-Veterans' Pensions Act〉(REL)

国民年金保険に含まれる遺族年金法〈Survivors' Pensions Act〉(PEL) は、2008 年始に廃止となり、同様の給付が、国民年金法に組み込まれたところである。2007 年まで、年金受給者への住宅手当及び年金受給者介護手当は、国民年金支出の公的統計値に含まれる。2008 年時点で、これらの手当は、国民年金支出にもはや含まれない。この報告書の見通しでは、補正された統計値を使用している。

更に、法定年金または終身年金は、以下の法に基づく。

- ・自動車損害賠償責任保険法〈Motor Liability Insurance Act〉(LVL)
 - ・労働者災害補償保険法〈Workers' Compensation Insurance Act〉(TapVakL)
 - ・兵役上傷害法〈Military Injuries Act〉(SoVL)
 - ・兵役上傷害保償法〈Compensation for Military Injuries Act〉(SotapL)
- これら4つの所謂 SOLITA は、一般的な用語としてのみ、この見通しにて記述される。

3.2. 給付の定義及び種類

報酬比例年金

報酬比例年金各法及び報酬比例失業給付〈earnings-related unemployment benefit〉に関する各法律は、2009年に改正となった。その改正は2010年から2011年にかけて施行となる。改正目的は、老齢年金への裁定替え時の障害年金の減額（平均余命係数が原因）を避けるだけでなく、他方では、若年にて失業となった者の将来の年金を改善することであった。一方、法律改正により、働ける人はますます長く働くようになる。2010年始めに効力を有する法に基づく、報酬比例年金の給付及び給付の種類の設定は、以下に説明がなされる。2009年になされた法律改正内容は、表3.2にまとめられている。

訳注 13. 原本 26 ページ下から 11 行目の冒頭にある“Earnings-related pension”は、記述内容を踏まえると、見出しになると判断したため、翻訳文では、見出し（上記のゴシック体の見出しがこれに該当する。）として扱った。

報酬比例年金は、18歳以上67歳以下の間に稼得した賃金及び給与所得〈salary income〉により、表3.1に示す給付乗率に従い増加する。18歳未満及び68歳を超えた者には、給付乗率の定めはなく、同時に、保険料支払い義務もない。賃金及び給与稼得者の場合、年金保険料が控除された後の給与が年金算定の収入である。自営業者及び農業従事者の場合、被雇用者になされる年金保険料控除はない状態で、収入の総額が年金算定の基礎となる。

表 3.1. 報酬比例年金の給付乗率

| 裁定の基礎 | 給付乗率 |
|--|------|
| 18歳以上52歳以下の間の所得 | 1.5 |
| 53歳以上62歳以下の間の所得 | 1.9 |
| 63歳以上67歳以下の間の所得 | 4.5 |
| 受給後の雇用に係る所得 | 1.5 |
| 将来分増額取扱 〈Projected pensionable service〉 | 1.5 |
| 社会保障給付期間 * | 1.5 |

* 裁定の基礎は、給付期間前の所得から、給付ごとの割合で定める。

報酬比例年金各法に基づき、18歳以上63歳未満の人々が、次の社会保障給付を受給する間は、年金は増額対象となる。親手当、代替休暇及び報酬比例失業支給期間、更に、業務と同時に行われる研修期間及び疾病給付期間である。報酬比例年金では、年金支出の点から考えると重要性は低い、いくつかの他の給付期間についても、年金引上げがある。

訳注 14. “parallel training periods” は、業務と関連した研修期間のことを述べており、業務と “parallel” に行われる研修期間と考えて、「業務と同時に」行われる研修期間」と訳した。

年齢に関係なく、社会保障給付期間の給付乗率は年 1.5% である。給付乗率は、裁定となった同じ所得を基礎とする。親手当については、年金算定の基礎は所得の 117%、報酬比例失業給付については 75%、役務代替休暇を除く他の日割手当については 65% である。役務代替休暇については、所得の 55% が年金の基礎となる。

報酬比例年金各法は、子育て期間及び学業期間に係る国家拠出分の年金額付与保償法 (VEKL) により補われる。法に基づき、職務上または大学教育の学習期間、更に、3 歳未満の子供の育児期間について年金額付与がなされる。2009 年水準では、裁定の基礎は、1 月当たり 624.14 ユーロの所得として計算され、年間の給付乗率は 1.5 となる。給付発生の基礎として計算される所得の規模は賃金係数と結びついており、短時間労働年金以外の全ての年金は、認定された時に給付が支払われる。

新規裁定の年金額計算に際しては、異なる年ごとの収入が、所得の変化 80% と消費者物価の変化 20% とのウェイト付けを行った賃金係数を用いて調整される。既裁定年金については、所得の変化 20% と消費者物価の変化 80% とのウェイト付けを行った報酬比例年金指数を利用して調整される。若年及び中年の障害年金受給者に対しては、年金が支払われるようになって 5 年した後、1 度年金引上げが実行される。32 歳未満の年金受給者は 25% の増分。32 歳を超えてから、当該増分から、毎年 1% ポイントの減少がなされ、増分が消えるまでつづく。

報酬比例年金の給付には、障害、失業、短時間労働、老齢及び遺族の各年金がある。

障害年金は、被保険者の就労能力が減退した際の等級に応じて、満額年金または部分年金のいずれかが認められる。部分障害年金は、満額障害年金の半額に等しい。障害年金は、障害発生日までに生じた年金に、将来分増額取扱に基づく加算額を加えた額となる。将来分増額取扱の給付乗率は年 1.5% である。将来分増額取扱へ適用される給与は、被保険者が就労不能となる 5 年前から分を用いて計算される平均給与である。平均余命係数は、以下に示すように、障害年金開始時の額に影響を与える。

失業年金は、1949 年以前に生まれた長期の失業者が 60 歳に到達した後に認められる。失業年金を受給することができるコーホートに属する者は、報酬比例失業手当を 55 歳にて、失業年金を 60 歳にて、受給を始めることになる。

1949 年後に生まれた者は、失業年金を受け取ることはできない。しかし、老齢年金受給開始まで、所定日数分の報酬比例失業給付を受ける資格がある。1950 年から 1954 年までの間に生まれた者は、57 歳到達後失業しているならば、老齢年金受給開始まで報酬比例失業手当を受け取る。1954 年後に生まれた者は、58 歳到達後失業しているならば、所定日数分の失業手当を受ける資格がある。所定日数分の失業手当受給の後、失業者は 62 歳にて老齢年金を受給する。この場合、早期受給による減額がなされることなく、老齢年金開始までの増額がなされた年金を受給することになる。

安定的な所得水準の 35% から 70% まで所得が減少するような労働時間を減らした被保険者は、短時間労働年金が認められる。短時間労働年金の受給可能年齢は、1952 年以前生まれの者は 58 歳、1952 年後生まれの者は 60 歳である。短時間労働年金の額は、労働時間削減による所得の減少分の半分である。受給中になされた労働にも対応して、年金は増額する。加えて、1952 年以前に生まれた者には、所得減少分に対応する給付乗率は年 0.75% である。1952 年後に生まれた者へは、所得減少分に対応する年金増額はない。

被保険者は、63 歳にて正規の老齢年金を、62 歳にて早期老齢年金を受給する資格がある。しかしながら、早期老齢年金は、受給を 1 月早めることにつき 0.6% の減額がなされる。被保険者が 63 歳になっても働きつづけた上で老齢年金を受給することがないのであれば、給

付乗率は年 4.5%の適用となる。63 歳になって働きながら老齢年金を受給する場合は、給付乗率は 1.5%が適用となる。68 歳に達した後、給付乗率の適用と保険料支払い義務とは終了する。被保険者が 68 歳になってからも老齢年金を受給しない場合、受給を 1 月遅らせることにつき 0.4%が年金に加算される。

遺族となった配偶者、元配偶者及び子供は、遺族年金受給の権利がある。故人が元配偶者へ離婚手当を支払う義務があったのであれば、元配偶者は遺族配偶者年金受給の権利がある。故人に 2 人以上の 18 歳未満の子供がいる場合、遺族年金の総額が故人の年金と同額になる。家族に未成年者が 1 人しかいないのであれば、遺族年金の総額は、故人の年金の概ね 80%となる。故人の家族に未成年者がいないのであれば、遺族年金は、故人の年金のほとんど半額となる。この場合、遺族年金の水準は、遺族配偶者年金の減額がなされてから決定される。遺族となった配偶者自身の年金収入により、遺族配偶者年金は基本的には減額または停止になる。

表 3.2. 報酬比例年金各法及び失業保障の受給可能年齢についての
2010 年から 2011 年にかけての改正

| 2009 年 12 月 31 日まで有効 | 2010 年 1 月 1 日以降有効 |
|--|--|
| 障害年金 | |
| <p>1) 50 歳までの将来分増額取扱による給付乗率は、1.5 である。50 歳以上 63 歳以下の給付乗率は 1.3 である。</p> <p>2) 27 歳未満の者へは、一括して 21 % の増加、年ごとに 0.7%ポイント減少する。</p> <p>3) 障害年金が老齢年金に裁定替えとなる際に、62 歳到達時の年に承認された平均余命係数が、支払い時に、年金全体へ適用されることになる。</p> <p>4) VEKL 制度下の所得は、将来分増額取扱の対象にはならない。</p> | <p>1) 63 歳までの将来分増額取扱の給付乗率は、1.5 である。</p> <p>2) 32 歳未満の者へは、一括して 25 % の増加、年ごとに 1 %ポイント減少する。</p> <p>3) 障害発生時の年の平均余命係数が、障害年金開始時に、過去期間分へ適用される。平均余命係数は、将来分増額取扱分へは適用とならず、障害年金が老齢年金に裁定替えとなる際にもならない。</p> <p>4) VEKL 制度下の所得（2 が乗じられる）は、将来分増額取扱の対象になる。</p> |
| 短時間労働年金 | |
| <p>5) 58 歳から受給可能。</p> <p>6) 収入減の場合の給付乗率は、年 0.75% である。</p> | <p>5) 60 歳から受給可能。</p> <p>6) 収入が減少しても、増分はない。新しい受給可能年齢及び裁定規制は、1953 年以降生まれの者に適用される。</p> |
| 役務代替休暇期間中の年金引上げ | |
| <p>7) 裁定のためには、役務代替休暇前の所得の 75% を基礎とする。</p> | <p>7) 裁定のためには、役務代替休暇前の所得の 55% を基礎とする。</p> |
| 遺族年金 | |
| <p>8) 遺族配偶者年金を減少する際にのみ、平均余命係数は遺族年金に影響を与える。減額年の平均余命係数が適用される。</p> | <p>8) 平均余命係数が故人の年金を経て遺族年金に影響を与える場合に、遺族年金は、支払われていた年金を基礎として、決定される。遺族配偶者年金減額の制限は、少額の個人年金を受給する配偶者の遺族年金が増加し、これ以外の遺族年金は減少するような、修正がなされた。</p> |
| 失業手当 | |
| <p>9) 57 歳以降の失業者は、老齢年金受給開始までの間、報酬比例の失業手当を受給する。</p> | <p>9) 受給可能年齢は、58 歳に引き上げられる。新しい受給可能年齢は、1955 年以降生まれの者に適用される。</p> |

平均余命係数を用いることで、62 歳の者の平均余命の変化を反映して、最初の老齢年金の年金額は調整される。開始時の老齢年金の額は、過去期間分に平均余命係数を掛け合わせて定まる。障害年金開始時には、過去期間分に、平均余命係数が乗せられるが、当該係数は、将来分増額取扱に適用されない。従って、老齢年金の受給開始年齢に近い状態で、障害状態になったならば、障害年金の年金額に与える平均余命係数の効果は、より広くなる。

62 歳の者の平均余命が、2003 年から 2007 年までに計測された平均余命と仮に異なると

しても、一個人の老齢年金の動向の数理的な現在価値は不変であるように、平均余命係数は定められる。平均余命係数は、1948年以降に生まれた者の年金に影響を与える。係数の値は、出生年ごとに定められている。

国民年金

国民年金は、報酬比例年金が少額である場合に、最低保障年金を支給する。年金給付の種類及び国民年金制度の支給要件 (entitlement criteria) は、報酬比例年金制度のものと同様である。しかしながら、部分障害年金及び短時間労働年金については、国民年金制度による支払いはない。遺族年金は、国民年金を受給しない65歳未満の者にのみ支払われる。

2005年始に行われた報酬比例年金法の改正は、国民年金制度の受給開始年齢には影響を与えず、これは65歳のままである。しかしながら、63歳到達後の収入のある雇用により生じるであろう全ての年金は、国民年金の額を下回らない。加えて、報酬比例年金各法に基づく、障害年金の一括増額及び育児や学業期間に付与される給付は、国民年金の額決定時には考慮されない。

年金受給者の報酬比例年金の年金額と受給者の家族関係とにより、国民年金の額が決まる。国民年金の額は、報酬比例年金が増加するに従い減少する。52ユーロを超えた報酬比例年金の月額半額が、国民年金から控除され、国民年金が完全になくなるまで、つづく。

2009年、満額の国民年金の額は、1月当たり518から524ユーロであった。国民年金制度の全ての給付及び所得の上下限 (earnings limits) は、生計費指数 (cost-of-living index) と関連付けられている。国民年金制度として一度決定された給付は、報酬比例年金のスライド制 (index adjustment) を利用して、再度計算されるわけでない。その代わりに、支払いの際の国民年金は、国民年金制度指数によってのみ調整される。国民年金水準は、議会の議決により随時引き上げられる。最後の引き上げは、2008年始になされた。2010年調整のための一般的な指数を用いると、消費者物価が減少しているために、国民年金の減額がなされる場所であった。これを避けるために、国民年金指数は2009年水準に凍結されている。

SOLITA 年金

自動車損害賠償責任保険法 (LVL) に基づき、永久的な傷害による稼働能力が喪失した場合に障害年金は支払われる。労働者災害補償保険法 (TapVakL) に基づき、労働中の事故や業務上疾病について補償がなされる。日割手当期間終了後に、労働者災害補償年金が支払われる。兵役上傷害法 (SoVL) に基づき、傷痍軍人 (disabled war veterans) 及び1991年前に生じた兵役中の事故のために障害者や病気になった人達に対して給付金が支払われる。兵役上傷害保償法 (SotapL) に基づき、1991年以降の兵役中の事故及び疾病に対して補償がなされる。

3.3. 年金財政

民間部門被雇用者 (原注2)

制度開始時より、民間部門被雇用者へ適用される年金各法 (2006年まではTEL、LEL及びTaELであり、2007年以降はTyEL。) では、部分積立方式を採用している。

支払われる年金は、積立部分 (funded component) と賦課部分 (pooled component) とに分割される。積立部分の積立金は、被雇用者が適用になっている年金制度運営者 (pension provider) の元にて、積み立てられる。賦課部分を賄うための基金は、賦課方式の原則に基づき、年金が支払われる年の間に集められる。事前に一部積み立てられる年金給付は、老齢年金、障害年金及び失業年金である。遺族年金及び短時間労働年金は、賦課方式にて、

財政運営がなされている。

原注2. “Tuomikoski, Sorainen and Kilponen(2007)”にて、民間部門の報酬比例年金保険の保険の技術面が述べられている。

老齢年金では、被保険者が18歳から54歳までの間に予め積立てを行う。一方、障害及び失業年金では、年金支給開始時に積み立てられる。見通しの基となる同じ数値を用いて、各年金制度運営者は、様々な積立型の年金に必要な準備金(technical provisions)の計算を行う。3%の割引率は、準備金の計算に用いられる。財政的な積立金は、年金制度運営者の準備金を含んでいる。準備金を超える額の年金制度運営者の積立金は、運営者が投資リスクに備えて準備する資本(solvency capital)になる。

たいいていの年は、年金積立金の運用収入は、準備金計算用の割引率として用いられる3%を超える。実際の投資から生じる超過は、支払い能力を増強するために、年金制度運営者の運用資金(working capital)に移転がなされる。老齢年金の積立部分(かつ、準備金でもある)は、年金制度運営者の平均的な支払い能力により年々積み増されるため、実際の運用収入により老齢年金債務は増加する。積み立てられた年金の増分は、公平な寄与を図るため様々な年齢階級ごとに異なる額を設定される。年金制度運営者は、資本から加入者の給付(client bonuses)へ移転もできる。

船員年金法に基づく年金支出は、雇用主、被雇用者及び国庫により賄われる。国庫は年金支出の3分の1を負担し、雇用主及び被雇用者は等分の財政責任を担う。

自営業者

自営業者及び農業従事者の年金支出は、年間の保険料収入及び国庫負担により賄われている。保険料収入だけでは賄うことができない年金支出分は、国庫負担にて支払いがなされている。自営業者年金法(YEL)による保険料率は、被用者年金法(TyEL)による保険料率に凡そ近いものとなる。2008年に、YEL支出を賄う国庫負担割合は概ね7%に達しており、農業者年金(MYEL)支出の80%が国庫により賄われている。MYEL財政に関しては、国庫の大きな役割は、財政に好ましくない年齢構成及びMYELの低い保険料水準を補うことにある。平均的なMYEL保険料率は、TyEL保険料率の概ね半分程度である。

公的部門の被雇用者

国家及び地方公務員年金制度は、完全な賦課方式により設立された。1988年に、地方政府年金機関(Local Government Pensions Institution)は、年金保険料の増加を抑制するために積立方式に切り替えた。地方公務員年金保険料を所得総額の30%以下に保つことを目的としてきた。国家公務員年金基金(State Pension Fund)は、将来の国家公務員年金の支出を賄うことを目的として、1990年に設立された。基金の目的は、戦後のベビーブーマーにより引き起こされる年金の費用負担がピークとなる期間の負担抑制のために、積立金を集めることにある。

この報告書では、民間被用者年金の財政見通しだけでなく、国家及び地方公務員年金制度の年金支出の推移についても、推計している。

国民年金

国民年金は、完全に賦課方式により運営されている。支出は、国庫負担及び雇用主の国民年金保険料負担により、賄われている。2008年に、雇用主の国民年金保険料負担は11億ユーロ(国民年金支出の40%を超える。)に達していた。2010年からは、国民年金の財政負担については、国が全額を負担する予定である。

4. 基本見通しの前提

将来の年金支出及び財政を描く見通しのため、前提は以下の内容からなる。

- ・人口の推移
- ・就業率
- ・高齢年金発生率
- ・所得水準の上昇
- ・年金積立金による運用収入

見通しでは、制度を統べる法及び他の規制は、2つの例外を除いて、2009年の状態としている。報酬比例と失業保障とを調整する2009年法は、2010年から2011年にかけて施行となるが、これは基本見通しに織り込んでいる。法に則り、国民年金は消費者物価を指数としている。しかしながら、過去には、議会の決定に基づき、国民年金の引上げを行っている。明らかに、この処置は将来も行われるであろう。将来の国民年金の増加を考慮した見通しでは、2012年始現在の国民年金の水準と所得の推移とを結びつけている。(原注3) 2010年は国民年金指数が凍結となるが、これを別にすれば、国民年金は、2011年までは物価水準の推移に追随している。

原注3. フィンランド社会保険機関の数理レポートでは、国民年金指数は物価または賃金のいずれかの水準に追随するという前提の下に、国民年金支出は見通されている。(社会保障保険機関2006年)。

4.1. 人口

人口推計は、2009年にフィンランド統計局によりまとめられた人口推計に従っており、2060年までの期間を推計している。フィンランド統計局の人口推計は地域ごとであり、地域ごとの予測を積算することにより、国全体の予測を作る。この報告書の人口推計は、フィンランド統計局の予測に従うが、全国的な見通しとして作成される。従って、この報告書にて説明される人口は、フィンランド統計局によりまとめられた予測とある程度は異なる。しかしながら、差違は小さく、結果に大きな影響を与えない。

予測での最も重要な前提は、以下の通りである。

- ・合計特殊出生率 1.85
- ・年当たり15,000人の純移民
- ・1989年から2008年までに観測された死亡率の低下は、将来に渡ってつづくとする。

上記の前提に従い、2060年以降はその変化率が半減するとした死亡率減少を別にして、人口推計は、2060年から2075年まで拡大を行っている。

予測に基づく死亡率のゆっくりとした低下は、長期間に渡り、寿命の相当の伸長を招く。63歳男子の平均余命は、見通し期間を通して、現在の概ね19年から28年へ伸びると見通され、同様に、女子については23年からほとんど31年まで伸びる(表4.1)。死亡率の低下に伴い、これらの所謂、時点ごとの平均余命(periodical life expectancy)は、検討時の死亡率を基礎として計算されるため、コーホートごとの平均余命よりも過少評価することになる。一方、コーホートごとの平均余命(cohort-specific life expectancy)は、予想される死亡率を利用して、検討時を見越して計算される。2008年の63歳コーホートの

男子の平均余命は 21.2 年であり、女子は 25.8 年である。

訳注 15. 「2008 年の 63 歳コーホートの男子の平均余命は 21.2 年であり、女子は 25.8 年である」と記述されている。一方、表 4.1 には、2008 年の 63 歳の者の平均余命は、男子 18.8 年、女子 22.8 年とある。表 4.1 に示される 2008 年の平均余命は、2008 年中に発生した死亡状況を基礎として計算される。平均余命の伸長がつづくと仮定していることから、2008 年の生命表と比較すると将来の生命表の年齢ごとの生存数は多くなる。このため、表 4.1 の計数が小さくなる。

100 歳までの者の生存数を利用して平均余命を簡易的に計算するとして、具体的な計算方法を以下に示す。

2008 年中に発生した死亡状況を基礎にした 63 歳の者の平均余命

$$= (1_{63}^{2008} + 1_{64}^{2008} + 1_{65}^{2008} + \dots + 1_{99}^{2008} + 1_{100}^{2008}) \div 1_{63}^{2008}$$

(t 年に x 歳である者の生存数を 1_x^t と表記している。)

となる。すなわち、2008 年に 63 歳の者よりも高齢である者の死亡状況も反映した上での計算となる。一方、

2008 年の 63 歳コーホートの平均余命

$$= (1_{63}^{2008} + 1_{64}^{2009} + 1_{65}^{2010} + \dots + 1_{99}^{2044} + 1_{100}^{2045}) \div 1_{63}^{2008}$$

となる。平均余命の伸長がつづくと仮定しているため、

$$1_{63+n}^{2008} < 1_{63+n}^{2008+n}$$

が成立する。

表 4.1. 1985 年から 2075 年までの平均余命*

| | 新生児 | | | 63 歳の者 | | |
|------|------|------|------|--------|------|------|
| | 男子 | 女子 | 全体 | 男子 | 女子 | 全体 |
| 1985 | 70.1 | 78.5 | 74.4 | ... | ... | ... |
| 1990 | 70.9 | 78.9 | 75.0 | 15.0 | 19.4 | 17.5 |
| 1995 | 72.8 | 80.2 | 76.6 | 15.9 | 20.3 | 18.4 |
| 2000 | 74.1 | 81.0 | 77.7 | 16.9 | 21.1 | 19.3 |
| 2005 | 75.5 | 82.3 | 79.0 | 18.2 | 22.4 | 20.6 |
| 2008 | 76.3 | 83.0 | 79.7 | 18.8 | 22.8 | 20.9 |
| 2009 | 76.7 | 83.4 | 80.1 | 18.9 | 23.1 | 21.2 |
| 2010 | 77.0 | 83.6 | 80.3 | 19.1 | 23.3 | 21.4 |
| 2015 | 78.4 | 84.6 | 81.5 | 20.1 | 24.2 | 22.3 |
| 2020 | 79.6 | 85.6 | 82.6 | 21.1 | 25.1 | 23.2 |
| 2025 | 80.9 | 86.5 | 83.7 | 22.0 | 25.9 | 24.0 |
| 2030 | 82.0 | 87.4 | 84.7 | 22.8 | 26.7 | 24.8 |
| 2050 | 86.1 | 90.4 | 88.2 | 25.9 | 29.3 | 27.6 |
| 2075 | 88.9 | 92.4 | 90.7 | 28.0 | 31.0 | 29.5 |

* これらは、所与の到達年における死亡率を基にした、暦年の平均余命である。

高齢者比率（15 歳以上 64 歳以下人口に対する 65 歳以上人口の比率）は、現行 26% から 2030 年 45% にまで増加し、その後、増加の程度はゆっくりと小さくなる。2075 年に、高齢者比率は 53% になり、現行水準の 2 倍をわずかに超える。65 歳以上人口の増加と生産年齢

人口の規模の減少とにより、2030年までは高齢者比率は増加する。2030年より後は、生産年齢人口はゆっくりと増加するが、その増加よりも高齢者人口がより増加する（表4.2）。

表4.2. 1985年から2075年までの人口（単位：千人）及び高齢者比率

| | 0歳以上 14歳以下 | 15歳以上 64歳以下 | 65歳以上 | 全体 | 高齢者比率 (%) |
|------|---------------|----------------|-------|-------|--------------|
| 1985 | 952 | 3,341 | 618 | 4,911 | 18.5 |
| 1990 | 964 | 3,361 | 673 | 4,998 | 20.0 |
| 1995 | 972 | 3,413 | 732 | 5,117 | 21.5 |
| 2000 | 936 | 3,468 | 777 | 5,181 | 22.4 |
| 2005 | 907 | 3,508 | 841 | 5,256 | 24.0 |
| 2008 | 891 | 3,543 | 892 | 5,326 | 25.2 |
| 2009 | 888 | 3,553 | 912 | 5,352 | 25.7 |
| 2010 | 886 | 3,548 | 944 | 5,378 | 26.6 |
| 2015 | 908 | 3,463 | 1,139 | 5,509 | 32.9 |
| 2020 | 937 | 3,409 | 1,291 | 5,637 | 37.9 |
| 2025 | 948 | 3,390 | 1,416 | 5,754 | 41.8 |
| 2030 | 944 | 3,382 | 1,525 | 5,852 | 45.1 |
| 2050 | 946 | 3,462 | 1,680 | 6,088 | 48.5 |
| 2075 | 956 | 3,544 | 1,889 | 6,389 | 53.3 |

新しい人口推計の前提では、主に海外からの移住者及び死亡率が、前回推計と異なる。新しい推計によれば、純移民は年当たり15,000人であり、一方、2007年推計では年当たり10,000人である。新しい人口推計によれば、63歳の者の平均余命は、見通し期間の終了時には29.5年になるが、前回推計では27.8年であった。出生の推計結果は、ほんの少しだけ異なる。新しい推計の合計特殊出生率は、前回推計1.84に対して1.85となる。

新しい推計によれば、海外からの移住者及び出生率の増加、並びに、死亡率の減少のために、フィンランドの人口は、2075年までに6.4百万人に到達する。一方、前回の結果では、5.8百万人であった。新しい人口推計の2075年の高齢者比率は53%であり、前回推計では52%であった。

4.2. 雇用及び実際の退職年齢

現在の景気循環予測に基づけば、近い将来、就業率は減少し、失業率は増加する（表4.3）。しかしながら、長期間では、2007年見通しよりは1%ポイント低いものの、就業率は増加する。長期間の就業率の差は、海外からの移住率の増加にて説明される。主として、フィンランドへの海外からの移住者は、職探しよりは他の原因（亡命者、家族の再会）により移住するため、移住者の就業率は低い。海外からの移住者は、人口増加に相当の寄与を行う。年当たり、フィンランドに生まれる人々は概ね60,000人に達しており、海外からの純移住者は15,000人に達している。

被雇用者は、現在の状況下と同様の比率で、民間部門と公的部門とのに分類すると仮定される。2020年までに、MYEL制度下の被保険者の人数は、助成金受給者（原注4）を除き、

現在の値から 40%近く減少する。一方、TyEL 制度の被保険者の人数は、同程度の割合で、増加する。2020 年時点で、MYEL 適用となっている被雇用者の割合は、一定のままである。

原注 4. 2009 年始現在、科学及び芸術分野の助成金受給者は、MYEL 制度に適用されている（第 3 章参照）。

表 4.3 にて言及される就業率及び失業率は、フィンランド統計局から示されている数値に合うように調整される。現下の見通しでは、フィンランド年金センターの登録データに基づく、年金法固有の雇用及び失業の値を利用している。これらを基にすると、フィンランド統計局により計測される結果より、収入のある被雇用者は少なくなり、失業者は多くなる。差違は、雇用及び失業の定義の違いによるものである。（原注 5）

原注 5. 表 5.4 にて、雇用者数及び人口の値は言及されている。

景気後退のため、近い将来には、実際の退職年齢の上昇は、予想されていたよりはゆっくりになるであろう。TyEL 制度下では、老齢年金発生率（retirement risk for old-age pension）は、2008 年と比較すると、2009 年には 20%増になると予想される。一方、他の年金各法の制度下では、同様の率は 10%である。2011 年から 2013 年までの間は、景気循環に応じた老齢年金発生率の増加はない。長期的には、老齢年金発生率は、2007 年見通しにて示された水準に安定すると仮定される。

表 4.3. 1985 年から 2075 年までの就業率、失業率及び予想される実際の退職年齢

| | 就業率 | 失業率 | 予想される 実際の退職年齢 |
|------|------|------|------------------|
| 1985 | 72.2 | 5.0 | ... |
| 1990 | 74.1 | 3.2 | ... |
| 1995 | 61.1 | 15.5 | 58.8* |
| 2000 | 66.9 | 9.8 | 58.8 |
| 2005 | 68.0 | 8.5 | 59.1 |
| 2006 | 68.9 | 7.8 | 59.5 |
| 2007 | 69.9 | 6.9 | 59.5 |
| 2008 | 70.6 | 6.4 | 59.4 |
| 2009 | 67.9 | 8.8 | 59.3 |
| 2010 | 66.6 | 10.2 | 59.5 |
| 2011 | 67.2 | 9.6 | 59.7 |
| 2015 | 69.8 | 6.9 | 60.2 |
| 2020 | 70.4 | 5.9 | 60.6 |
| 2025 | 70.8 | 5.3 | 61.0 |
| 2030 | 70.8 | 5.2 | 61.4 |
| 2050 | 70.9 | 5.2 | 61.9 |
| 2075 | 71.0 | 5.2 | 61.9 |

* 1996 年値

失業年金の廃止及びより低い年齢での受給開始の消失（例えば軍隊のような、特定の集

団を除く。) のために、2025 年には、実際の退職年齢は 61 歳に到達する。加えて、見通しでは、2025 年には、2008 年値と比較して、老齢年金発生率は 35%減少し、障害年金発生率〈retirement risk for disability pension〉は 15%減少すると仮定される。(原注 6) 2050 年には、2008 年値と比較して、障害年金発生率は 25%減少し、老齢年金発生率は 50%減少する。2050 年より後は、老齢年金発生率は変化しない。

原注 6. 老齢年金発生率の変化は、68 歳到達者へは影響を与えない。見通しでは、遅くとも、老齢年金受給開始年齢である 68 歳にて、被保険者は退職する。

人口推計によれば、将来の人々は現在よりは明らかに健康になるため、障害年金発生率が低くなるということは妥当であるとみなされる。更に、平均余命係数により、早期の退職の魅力が、将来においては縮小する。老齢年金発生率の減少に拘わらず、平均余命が伸びるため、2050 年までに、退職後の生存期間〈effective retirement period〉が 4 年以上伸びることになる。2075 年までには、退職後の生存期間〈effective time spent in retirement〉は 6 年以上伸びるであろう。

訳注 16. 「退職後の生存期間」と訳した部分は、「老齢年金受給開始後の生存期間」を意味すると考えられる。

4.3. 所得水準の上昇及び物価上昇

近い将来の所得水準及び物価の上昇率は最近の景気循環予測に従うが、その後は一定値に固定される。すなわち、所得水準の実質的な増加率は 1.75%であり、物価上昇率は 1.7%になる(表 4.6)。経済の実質的な価値が物価上昇と独立であるならば、物価上昇率は、見通し結果へ大きな影響を与えない。年金引上げ及び給付は、所得及び物価の水準に追随している。

所得水準の実質的な増加は、実績の推移に相当する 1.75%近くに仮定される。1989 年から 2008 年までの平均的な実質所得上昇率は、1.73%であった。過去により遡って検討すると、所得水準の成長率はより高くなる。1969 年から 2008 年までの平均的な成長率は、2.06%であった(表 4.4)。

表 4.4. 1969 年から 2008 年までの所得水準指数の実質成長

| 期間の年数 | 年 | 成長率 (%) * |
|-------|-------------------|-----------|
| 40 年間 | 1969 年から 2008 年まで | 2.06 |
| 20 年間 | 1969 年から 1988 年まで | 2.39 |
| | 1989 年から 2008 年まで | 1.73 |
| 10 年間 | 1969 年から 1978 年まで | 2.50 |
| | 1979 年から 1988 年まで | 2.28 |
| | 1989 年から 1998 年まで | 1.58 |
| | 1999 年から 2008 年まで | 1.87 |

* 幾何平均

年齢別性別の所得は、所得指数（earning index）に従い、増加することが予想される。しかしながら、農業者年金法（MYEL）制度の被保険者数が減少することから、制度に残る農家の規模は大きくなるため、2020年までは、平均的な被保険者の賃金は、年ごとに、一般的な所得指数よりも1%を上回る水準の上昇が予想される。また、MYEL制度の被保険者が、より所得の高いTyEL制度の被保険者により置き換わるため、農家数の減少により、一般的な所得水準は上昇する。

所得は年齢を追うに従い上昇しているため、労働力の高齢化は、所得水準を引き上げる。しかしながら、所得水準への影響は小さい。

4.4. 年金積立金による運用収入

運用利回りには相当の不確実性が伴っており、期待される収益については、専門家によっては異なる見解を有しているだろう。投資リスクの分析は、この報告書では扱っていない。（原注7）代わりに、様々な収益の前提がTyEL保険料及び積立金の推移へ与える影響について、変動範囲の分析を行うことで検討している（第6章参照）。

原注7. 確率的シミュレーションを用いて、“Risku and Kaliva(2009)”では、TyEL財政における運用収入の効果を検討している。その結果は、この報告書にて説明されている結果と比較可能なものになっている。

表 4.5. 投資種別ごとの年金積立金による実質収益率の前提

| | 2009年6月30日における構成割合* | 2010年 | | 2016年 | |
|--------------|---------------------|-------|-----|-------|-----|
| | | 構成割合 | 収益率 | 構成割合 | 収益率 |
| 短期金利 | 5.3 | 5 | 1.0 | 5 | 1.5 |
| 債券及び抵当付不動産投資 | 53.9 | 51 | 2.0 | 40 | 2.5 |
| 不動産 | 13.5 | 14 | 4.5 | 15 | 4.5 |
| 株式及び他の投資 | 27.3 | 30 | 5.6 | 40 | 5.6 |
| 全体 | 100.0 | 100 | 3.4 | 100 | 4.0 |

* 平均的なTyEL機関

年金積立金による収益率の前提は、様々な投資種別ごとの収益率の前提及び投資ポートフォリオの割合から導かれる。2010年及び2016年の収益率の前提及び仮定される投資構成割合は、表4.5に示されている。2010年値は現在の状況を概ね表しており、2016年値は「標準的な（normal）」投資構成割合及び金利水準を表している。現在の金利水準は低い。加えて、報酬比例年金機関の投資ポートフォリオでは株式とリスク資産との割合が、標準よりは小さい。従って、TyEL積立金の収益率の前提は低い。長期的には、2つの要因は標準的になると予想される。単純化すると、見通しでは、2010年の収益率の前提（3.4%）から2016年の収益率の前提（4.0%）への移行は確実である。2009年の高い収益率の前提（6.6%）は、当該年の前半に実現した収益性から説明される。

表 4.6. 1997 年から 2075 年までの物価上昇、所得水準の上昇及び積立金収益率

| | 消費者 物価上昇率 | 名目 所得上昇率 | 実質 所得上昇率 | 年金積立金 による 名目収益率 | 年金積立金 による 実質収益率 |
|--------------------|--------------|-------------|-------------|-----------------------|-----------------------|
| 1997 年から 2008 年まで* | 1.8 | 3.6 | 1.8 | 5.4 | 3.3 |
| 2005 | 0.9 | 3.9 | 3.0 | 11.5 | 10.4 |
| 2006 | 1.8 | 3.1 | 1.3 | 8.7 | 6.4 |
| 2007 | 2.5 | 3.3 | 0.8 | 5.4 | 2.9 |
| 2008 | 4.1 | 5.2 | 1.0 | -15.2 | -18.3 |
| 2009 | 0.1 | 4.2 | 4.1 | 6.6 | 6.5 |
| 2010 | 0.9 | 2.7 | 1.8 | 4.3 | 3.4 |
| 2011 | 2.0 | 3.0 | 1.0 | 5.6 | 3.5 |
| 2012 | 1.7 | 3.5 | 1.75 | 5.4 | 3.6 |
| 2013 | 1.7 | 3.5 | 1.75 | 5.5 | 3.7 |
| 2014 | 1.7 | 3.5 | 1.75 | 5.6 | 3.8 |
| 2015 | 1.7 | 3.5 | 1.75 | 5.7 | 3.9 |
| 2016 年以降 | 1.7 | 3.5 | 1.75 | 5.8 | 4.0 |

* 幾何平均

5. 基本見通し

この章では、基本見通しの重要な結果、すなわち、以下の点を説明する。

- ・報酬比例年金の支出及び平均余命係数
- ・他の法定年金支出
- ・年金受給者の人数及び平均年金額
- ・TyEL、YEL 及び MYEL 年金制度の財政

結果は、経済全体の水準、並びに個別にはそれぞれの年金法及び経済分野から、検討される。2008 年値は、部分的には見通し通りとなっており、実績値からわずかに乖離している。

5.1. 報酬比例年金支出

平均余命係数の予測は、2003 年から 2008 年までの実際の死亡率及び人口推計にて仮定されている死亡率を基礎として計算されている（表 5.1）。（原注 8）人口推計によれば、死亡率は減少するため、例えば、1962 年に生まれた者が最初に受給する老齢年金の年金額は、0.9 を乗じて計算される。人口推計に織り込まれている、2060 年までの死亡率のゆっくりとした低下は、少し遅れて、平均余命係数に影響を与える。

原注 8. 図 2.1 では、当該係数のグラフを説明している。更に、補遺 4 ではいくつかの世代の平均余命計数の数値を示すとともに、平均余命係数が年金額に与える影響を補うために必要となる補償労働〈compensating work〉の期間を示している。

訳注 17. 平均余命係数による年金額減少を補うために、労働期間延長となることから、“compensating work”を「補償労働」と訳すこととした。（訳注 7 参照）

表 5.1. 2010 年から 2075 年までの平均余命係数

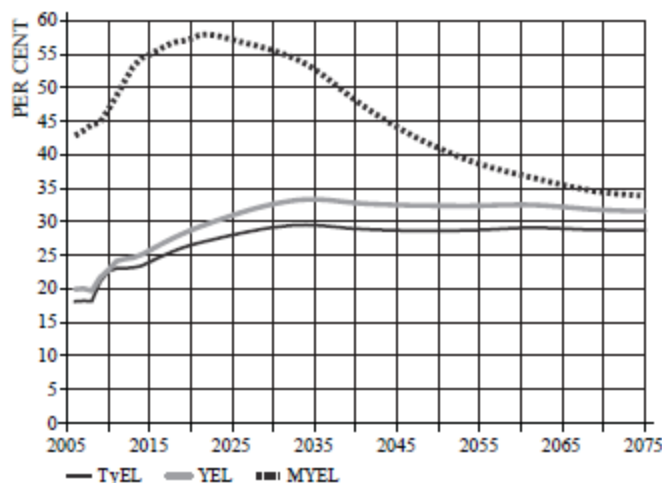
| 63 歳到達年 | 2010 | 2015 | 2020 | 2025 | 2030 | 2050 | 2075 |
|-------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 生年 | 1947 | 1952 | 1957 | 1962 | 1967 | 1987 | 2012 |
| 63 歳の者の平均余命 | 21.4 | 22.3 | 23.2 | 24.0 | 24.8 | 27.6 | 29.5 |
| 平均余命係数 | 1.000 | 0.963 | 0.930 | 0.902 | 0.876 | 0.799 | 0.749 |

就業率と所得水準の明瞭な上昇とから、人口の高齢化及び制度の成熟にもかかわらず、所得総額に対する TyEL 制度の支出比率は 2006 年から 2008 年まで変化しない。2009 年から 2010 年にかけて、景気後退及び多くの人々が退職するために、所得総額に対する TyEL 制度の支出比率は急激に増加する。TyEL 制度の支出比率は、2030 年代まで増加をつづけ、ほとんど 30% 近くにまでなる。2030 年代後半より後、支出比率はゆっくりと減少する。平均余命係数があるため、平均余命が連続して上昇したとしても、報酬比例年金の支出が増加することはない。一方、再生産水準〈renewal level〉に近い出生率は、海外からの移住者があることもあり、生産年齢人口の人数が増えることに機能する。

2009 年始めに農業者年金法は拡大され、農業従事者だけでなく、科学及び芸術分野の助成

金受給者も含むこととなった。見通しでは、被保険者グループの拡大により、MYEL 制度の所得総額は 2009 年には 5%の増加となる。

図 5.1. 2006 年から 2075 年までの所得総額に対する TyEL、YEL 及び MYEL の支出比率 (%)



法律改正にもかかわらず、MYEL 制度下の被保険者数は減少することになる。1980 年には、246,000 人が MYEL 適用となっていた。2008 年までに、84,000 人まで落ち込む。見通しによれば、現役の被保険者集団は減少が 2020 年までつづき、56,000 人が MYEL 適用となる。2020 年以降、MYEL 制度下の被保険者数の推移は、他の年金法の推移に従う。現役集団の推移は、年金支出比率に直接の影響を与える。2020 年以降、年金支出比率は減少し、長期間、YEL 及び MYEL の年金支出比率は、互いに近い水準で安定する。

子育て期間及び学業期間に係る国家拠出分の年金額付与保償法 (VEKL) は、2005 年始めに施行となった。大抵の場合、職歴の初期の人々に対して給付が生じるため、支出における VEKL の影響は、ほんの 10 年以内に明らかになるであろう。年金開始時におけるこの法の全ての影響は、これらの人々が退職する時に、明らかになる。年金支出に与えるこの法の全ての影響は、これらの年齢階級の人々が年金受給者のうちで最も高齢になったところで、明確になる。VEKL 制度の支出が経済全体の所得総額の概ね 0.6%になる約 60 年後に、これは実現する (図 5.2)。

図 5.2. 2006 年から 2075 年までの所得総額に対する VEKL 年金の支出比率 (%)

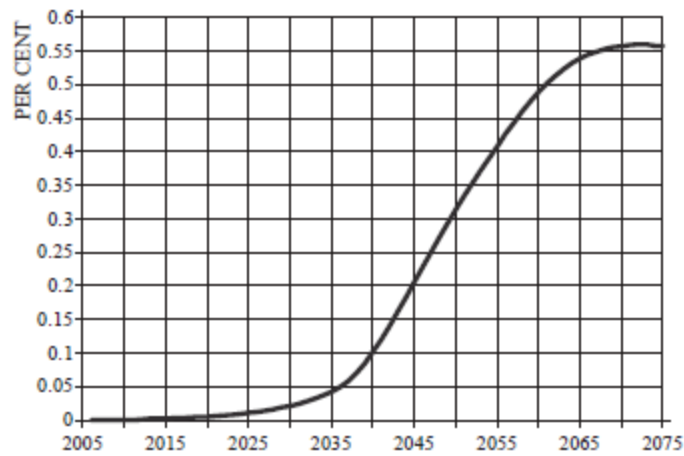


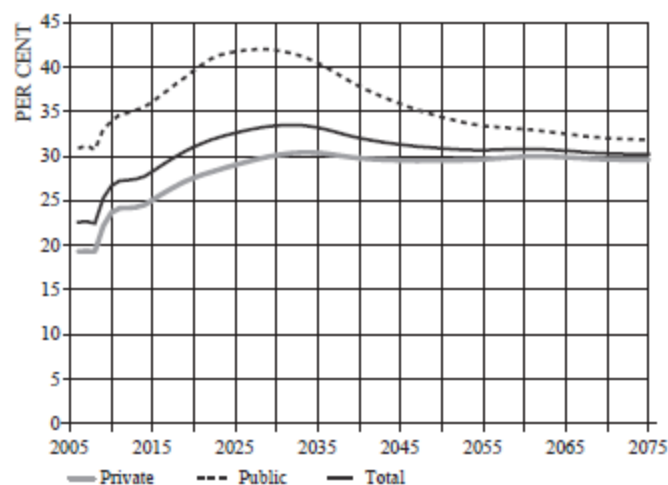
表 5.2. 2008 年から 2075 年までの部門別報酬比例年金支出及び所得額
(2008 年価格； 単位：10 億ユーロ)

| | 民間部門* | | | 公的部門** | | | 全体 | | |
|------|------------------|-----------------------|------------------|------------------|-----------------------|------------------|------------------|-----------------------|------------------|
| | 所得額 (10 億ユーロ) | 年金 支出 (10 億ユーロ) | 支出の 比率 (%) | 所得額 (10 億ユーロ) | 年金 支出 (10 億ユーロ) | 支出の 比率 (%) | 所得額 (10 億ユーロ) | 年金 支出 (10 億ユーロ) | 支出の 比率 (%) |
| 2008 | 54.2 | 10.4 | 19.3 | 20.8 | 6.4 | 30.7 | 74.9 | 16.8 | 22.4 |
| 2010 | 50.9 | 12.0 | 23.6 | 21.3 | 7.2 | 33.9 | 72.2 | 19.3 | 26.7 |
| 2015 | 58.7 | 14.7 | 25.1 | 24.1 | 8.7 | 36.1 | 82.8 | 23.4 | 28.3 |
| 2020 | 64.1 | 17.7 | 27.6 | 25.9 | 10.3 | 39.6 | 90.0 | 27.9 | 31.0 |
| 2025 | 70.6 | 20.5 | 29.0 | 27.8 | 11.6 | 41.7 | 98.4 | 32.1 | 32.6 |
| 2030 | 77.1 | 23.2 | 30.1 | 30.3 | 12.7 | 41.8 | 107.4 | 35.9 | 33.4 |
| 2050 | 112.4 | 33.2 | 29.5 | 43.3 | 14.9 | 34.3 | 155.7 | 48.0 | 30.9 |
| 2075 | 179.1 | 53.0 | 29.6 | 67.6 | 21.5 | 31.8 | 246.6 | 74.4 | 30.2 |

* TyEL、YEL、MYEL、MEL 及び農業従事者向け特別年金、更に、VEKL 年金支出分を含む。

** KuEL、VaEL、KiEL 年金及び SSI の職員の年金、更に、VEKL 年金支出分を含む。

図 5.3. 2006 年から 2075 年までの所得総額に対する部門別報酬比例年金の支出比率 (%)



Private 民間部門
 Public 公的部門
 Total 全体

民間部門の報酬比例年金の支出は、TyEL、MEL、YEL 及び MYEL 年金からなり、農場閉鎖計画 (farm-closure scheme) 下の農業従事者に与える年金及び VEKL 支出の一部も含む。公的部門年金支出は、地方自治体、国及び福音ルーテル派教会年金からなり、社会保険機関 (KELA) の役員の年金及び VEKL 制度の年金支出の一部も含む。公的部門年金支出比率の推移は、民間部門のそれとかなり異なる。次の 20 年間、民間部門支出比率は、10%ポイント増加して 30%に到達する。その後、著しい変化はない。一方、公的部門支出比率は、2020 年代及び 2030 年代にはっきりとした山を描く。その後、ゆっくりと減少して、現行水準並の概ね 30%に到る (図 5.3 及び表 5.2)。

公的部門支出比率は、10 年間は高い水準のままである。これは、公的部門から民間部門への被雇用者の移動を生じた民営化だけでなく、民間部門と比較すると、給付設計がより有利であるという過去からの経緯に起因する。更に、公的部門の被雇用者は、民間部門での収入のある被雇用者よりは相対的に高齢であり、より多くの年金を得ることになる (表 5.3)。長期的には、公的及び民間部門の支出比率は、互いに近い水準にて安定する。なんとなれば、主たる原因は、給付の規則が同様になっているためである。見通しでは、被保険者数の推移も同様になるとしている。労働力人口に対する公的部門被雇用者の比率は、全見通し期間を通して同じ水準のままであると仮定される。

年金給付の種類ごとに検討してみると、報酬比例年金支出の増加は、老齢年金支出の増加により説明がなされる (図 5.4)。老齢年金支出増加の最も重要な要因は、人口の高齢化にある。制度の成熟化及び 65 歳から 63 歳への老齢年金受給の下限年齢が低くなることにより、所得と比較した場合の老齢年金支出比率は上昇する。

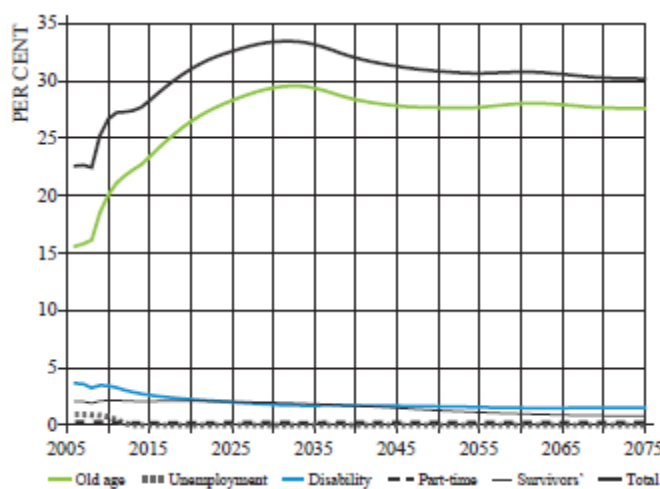
失業年金は 1949 年以前に生まれた者に認められているが、それらの者への支払いは 2012 年に終了する予定である。

稼得収入に対する障害年金支出の比率は、見通し期間を通して縮小し、現行水準 3.2%の半分程度に到達する。支出比率は既に実績値でも減少しており、65 歳から 63 歳への障害年金受給の最終年齢が低くなることだけでなく、障害年金発生率 (retirement risk of

disability pension) の減少が予想される。

2010 年始めに施行となる法律改正により、これらの者へ障害年金給付が行われるにもかかわらず、障害年金支出が著しく増加することはない。しかしながら、法律改正の結果、障害年金に継続して支払われる老齢年金の額が増加する。法律改正の結果、低減後の平均余命係数が、障害年金支給開始時から既に適用されることになる。法律改正がない場合、老齢年金へ移行する際に、平均余命係数は障害年金へ適用されている（表 3.2 参照）。

図 5.4. 2006 年から 2075 年までの所得総額に対する給付種類別の報酬比例分の支出比率(%)
(全ての報酬比例年金法)



| | |
|--------------|-------|
| Old age | 老齢 |
| Unemployment | 失業 |
| Disability | 障害 |
| Part-time | 短時間労働 |
| Survivors' | 遺族 |
| Total | 全体 |

一般的には、遺族年金は、老齢年金を受給していた夫の死後に、遺族配偶者へ支払われる。老齢年金支出が増加するに従い、老齢年金失権の件数も増加し、遺族年金件数が増加する。一方、死亡状況の変化により、遺族年金支出は減少する。死亡率減少に伴い、死亡年齢は、ますます高くなっている。このことは、未亡人としての平均的な生活期間を短くする。婚姻数の減少及び配偶者間の年金水準の差違がなくなっていることから、見通しでは、年間の遺族年金発生数は、2030 年までに 30%減少すると仮定される。2008 年に、遺族の年金支出は稼得収入の 1.9%に達していた。2020 年代までには、支出は 2.1%に上昇すると予測される。見通し期間の終了時には、稼得収入の 1%をわずかに下回ると予想される。

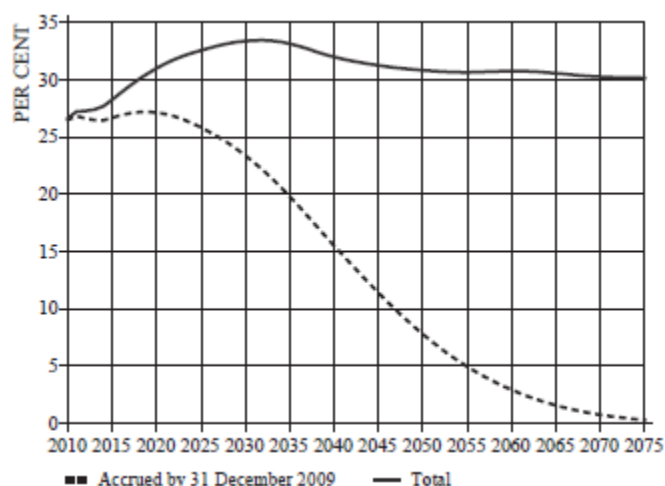
年間の報酬比例年金支出は、直前の数十年間に獲得した年金からなる。現在支払われている年金を発生時別に特定することは難しい。しかし見通しでは、将来の年金をこの方法にて分解することは可能である。図 5.5 では、2009 年末までに生じた年金と 2010 年始以降に生じた年金とに、報酬比例年金の支出を分割している。過去期間分の年金 (pension components already accrued) は、来るべき長期間の年金支出の主たる部分である。2040

年に支払われる年金の約半分程度は、既に発生しているといえる。

ある時点での過去期間分の現価 (value of accrued pensions) は、将来のスライドを織り込んだ上で、その時点までに生じた年金を賄うに足る金額に等しい。将来の年金額を割り引くための割引率は、過去期間分の現価 (value of pensions accrued) に重要な影響を与える。2.5%の割引率を用いると、2009 年末までに生じた報酬比例年金の現価は、6,100 億ユーロに達する。4.0%の割引率を用いると、当該現価は 4,800 億ユーロとなる (表 5.3)。報酬比例年金の過去期間分の現価は、GDP の 3.5–2.7 倍となる。

仮定した 2 つの割引率 (2.5% 及び 4.0%) は、妥当であると考えられる。低い割引率は、債券及び借入金の金利に対応する。一方、高い割引率は、報酬比例年金での全体の運用利回りの前提に対応する (表 4.5)。

図 5.5. 2010 年から 2075 年までの所得総額に対する報酬比例年金の支出比率 (全ての報酬比例年金法)



Accrued by 31 December 2009 2009 年 12 月 31 日時点の過去期間分
Total 全体

2009 年中の過去期間分の現価の推移が、表 5.3 にて説明される。保険料支払いにより、新規に生じる年金分 (19.8 または 13.6 10 億ユーロ) があり、過去期間分 (18.5 10 億ユーロ) は年金受給者へ支払われる。時の経過に伴い、今までの過去期間分年金は支払い時点へ近付いて行く。利子が付くため、過去期間分の現価は増加する (15.5 または 18.9 10 億ユーロ)。2008 年末までに生じている年金、新しい発生分及び利子を加えて、当該年に支払われる年金を差し引き、年末の過去期間分の現価を得ることができる。2009 年末以降の将来の年金支出の現価を計量することで、同様の結果に到達することができる。

訳注 18. 例えば文中に “EUR 18.5 billion” とある場合、「185 億ユーロ」と訳すようにしているが、表 5.3 の数値表記と合わせるために、上記の段落では「18.5 10 億ユーロ」と訳した。

訳注 19. 原本 49 ページ下から 10 行目の “interest” 及び下から 4 行目の “interest rates” 並びに原本 51 ページ本文の上から 7 行目の “interest” は、「割引率」と訳している。

表 5.3. 2008 年時点の過去期間分の現価及び年金積立金
(現在価格； 単位：10 億ユーロ)

| | TyEL | | 民間部門 | | 公的部門 | | 全体 | |
|-------------------------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 2008 年 12 月末時点 年金積立金 * [a] | 72.4 | | 73.0 | | 28.7 | | 101.7 | |
| 2009 年 所得総額[b] | 46.9 | | 52.2 | | 21.2 | | 73.3 | |
| 割引率 ** | 2.5% | 4.0% | 2.5% | 4.0% | 2.5% | 4.0% | 2.5% | 4.0% |
| 2008 年 12 月末時点 過去期間分 [c] | 342.7 | 263.5 | 385.4 | 297.7 | 208.1 | 164.3 | 593.5 | 461.9 |
| 2009 年支払い分 | -9.9 | -9.9 | -11.5 | -11.5 | -7.0 | -7.0 | -18.5 | -18.5 |
| 2009 年発生分 [d] | 12.2 | 8.2 | 13.8 | 9.3 | 6.1 | 4.3 | 19.8 | 13.6 |
| 利子 <interest> | 8.9 | 10.8 | 10.1 | 12.2 | 5.4 | 6.7 | 15.5 | 18.9 |
| 2009 年 12 月末時点 過去期間分 | 354.0 | 272.6 | 397.7 | 307.6 | 212.6 | 168.3 | 610.3 | 475.9 |
| 2008 年 12 月末時点 積立比率 [a/c] | 21% | 27% | 19% | 24% | 14% | 17% | 17% | 21% |
| 過去期間分 / 所得総額 [d/b] | 26% | 17% | 26% | 18% | 29% | 20% | 27% | 19% |

* 出典：“Financial Supervisory Authority” TyEL 機関の積立金は、TEL 補完年金
<supplementary pension> に相当する分を控除している。

** 実質割引率。2009 年の場合、相当する名目率は 2.6%と 4.1%とである。

訳注 20. 表 5.3 の「積立比率」は、“funding ratio” の訳語として利用している。なお、
社会保障審議会年金数理部会で用いている「積立比率」は、前年度末積立金を総合費用
(=実質的な支出-国庫・公経済負担) にて除して得られる率である。

積立比率 <funding rate> は、年金積立金の額を過去期間分の現価にて割ったものである。
この数値は、用いる割引率に大きく依存する。報酬比例年金全体の積立比率は、2008
年末には 17-21%となっていた。

2009 年の平均的な TyEL 保険料は、賃金の 21%である。同年に、2.5%の割引率を用いる
と、TyEL 年金の保険料収入に対する過去期間分の現価の比率は 26%であり、4.0%の割引
率を用いると 17%になる。仮定する割引率に応じて、2009 年における過去期間分の現価は、
年金保険料の額を上回ることも下回ることもある。

5.2. 法定年金支出総額

全ての法定年金支出の推移は、以下の年金を基礎として分析される。

- ・民間部門報酬比例年金 (TyEL、MEL、YEL、MYEL、LUTUL、VEKL)
- ・公的部門報酬比例年金 (KuEL、VaEL、KiEL、KELA、フィンランド銀行、オーラ
ンド自治政府、VEKL)

- 国民年金 (KEL、REL)
- SOLITA 年金

報酬比例年金の年金支出総額（1つ目と2つ目のポツ）は、第 5.1 節にて述べている支出推移に従う。登録されている TEL 及び YEL 補完年金を含む任意加入条項は、見通しには含まれない。

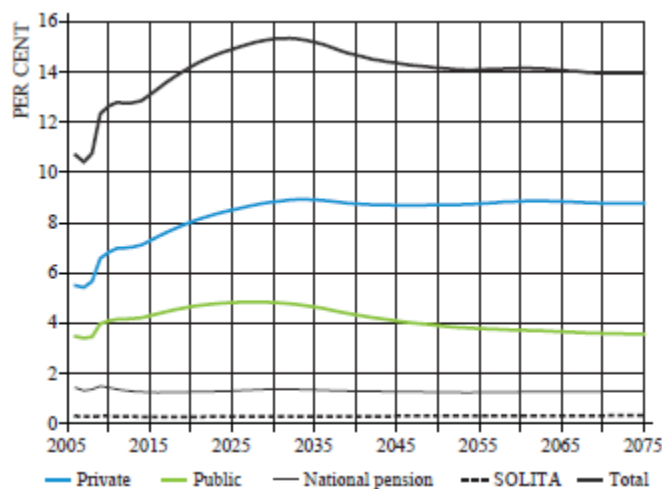
国民年金の額や対象者数は、報酬比例年金の額や人口推計を基礎として計算される。見通しでは、物価水準の変化に応じて、国民年金は 2009 年から 2011 年まで増加する。しかしながら、見通しでは、2010 年の国民年金指数凍結を踏まえている。2012 年以降、国民年金の支出は、所得水準の推移に従って増加する。新規裁定の国民年金の額が計算される際に、満額の国民年金も所得水準の推移に従って調整される。国民年金と所得水準とを結びつけることで、将来の国民年金の引上げと少額年金を防止するために継続して行われる他の法律改正とが予想される。

SOLITA 年金については、見通しは精巧である必要はなく、所与の人口及び経済推移を基礎として凡その推定がなされる。SOLITA 年金については、現在の年金支出を年齢別性別に分割することから始まる。その後、現役世代の人々への SOLITA 給付は、所得水準に沿って推移する。63 歳以降、平均的な SOLITA 給付は、報酬比例年金指数に従うことになる。

年金支出総額の推移は、GDP に対する比率として図 5.6 にて示されている。見通しでは、GDP は、2009 年から 2010 年にかけて、全体で 3% 減少する。2011 年以降は、経済の全所得と同じペースで増加する。

2008 年に、全体の法定報酬比例年金支出は GDP の 10.8% に達していた。2030 年代に 15% 以上に上昇する。2030 年代以降、GDP に対する年金支出比率は、見通し期間終了まで減少する（図 5.6）。2030 年代までつづく GDP に対する年金支出比率の上昇は、主として人口の高齢化に起因している。しかしながら、人口の高齢化は 2030 年代より後もつづく。一方、GDP に対する年金支出比率は減少する。この減少は、主として、報酬比例年金支出の増加を制限する平均余命係数に起因している。部門別に検討してみると、GDP に対する年金支出比率の減少は、GDP に対する公的部門報酬比例年金の比率が減少する結果と言える。

図 5.6. 2006 年から 2075 年までの GDP に対する法定年金支出総額の比率 (%)



Private 民間部門
Public 公的部門

| | |
|------------------|--------|
| National pension | 国民年金 |
| SOLITA | SOLITA |
| Total | 全体 |

5.3. 年金受給者の人数及び平均年金額

2008 年末、報酬比例年金の受給者の人数は 131 万人、国民年金を受給する者を含む、受給者の人数の合計は 141 万人であった。これらの値は、他の数値と違い、海外居住の受給者及び遺族年金のみを受給する者を含む。この報告書で扱う年金受給者の人数は、短時間労働年金の受給者を除く、自分自身の権利として年金を受給するフィンランドに居住している者に限定される。2008 年末までには、この定義に合致する年金受給者は 127 万人いた。(原注 9)

原注 9. 見通しによれば、年金受給者の人数は、この値からほんの少しずれる (表 5.4 参照)。

人口の推移及び老齢年金発生率は、年金受給者の人数に影響を与える重要な要素である。老齢年金発生率の減少に拘わらず、年金受給者の人数は、2025 年には 160 万人に達し、見通し期間の終了時までには 210 万人に達する。65 歳以上の者の人数は、さらに速く、現在の 90 万人から見通し期間の終了時までには 190 万人へ増加する。収入のある被雇用者に対する年金受給者の比率は、高齢者比率と同様に、増加する。収入のある被雇用者を 100 とした場合の年金受給者の人数は、現在は 50 を少し超え、見通し期間の終了時までには 80 以上になる。

見通し期間を通して、年金による購買力は 2.5 倍になる。すなわち、月 1,200 ユーロを少し超える程度から 3,100 ユーロへ増加する (表 5.5)。年金による購買力の増加は、所得水準の上昇の結果と言える。報酬比例年金は、裁定規則及びスライドを通じて、所得水準に結びついている。

表 5.4. 2008 年から 2075 年までの人口、年金受給者数及び収入のある被雇用者数
(人数の単位：千人)

| | 15 歳以上 64 歳以下 の人口 | 65 歳以上 人口 | 高齢者 比率 | 収入のある 被雇用者 (18 歳以上 67 歳以下) | 年金 受給者 | 年金受給者/ 収入のある 被雇用者 |
|------|-------------------------|--------------|-----------|-------------------------------------|-----------|-------------------------|
| 2008 | 3,543 | 892 | 0.25 | 2,427 | 1,236 | 0.51 |
| 2010 | 3,548 | 944 | 0.27 | 2,329 | 1,294 | 0.56 |
| 2015 | 3,463 | 1,139 | 0.33 | 2,362 | 1,404 | 0.59 |
| 2020 | 3,409 | 1,291 | 0.38 | 2,344 | 1,525 | 0.65 |
| 2025 | 3,390 | 1,416 | 0.42 | 2,343 | 1,621 | 0.69 |
| 2030 | 3,382 | 1,525 | 0.45 | 2,338 | 1,703 | 0.73 |
| 2050 | 3,462 | 1,680 | 0.49 | 2,397 | 1,839 | 0.77 |
| 2075 | 3,544 | 1,889 | 0.53 | 2,456 | 2,055 | 0.84 |

2008年に、平均年金額は、被保険者の平均所得の半分であった。(原注10)年金水準は、報酬比例年金制度の施行のために、2010年代末までに所得水準よりも速く高くなる。その後、年金は、主に平均余命係数のために、所得の増加よりも遅れて増加する。更に、1990年代にあった民間部門よりも高い公的部門の裁定分がなくなることや、被雇用者の年金保険料の増加により、所得に対する年金の比率の水準は低くなっていく(表5.5及び図5.7)。

原注10. 収入総額に対する年金総額の比率。仮に、所得移転及び世帯人員数の差が考慮されるのであれば、年金受給者の相対的な状況は改善する。

2008年と2009年との平均年金額と平均所得額との比率の変化は、年金の指数が遅行性であることによるものである。2008年に、指数の増加はわずかであったが、物価や賃金の増加には勢いがあった。2009年には、前年の物価及び所得額の推移を反映して、指数は非常に高い増加を示した。

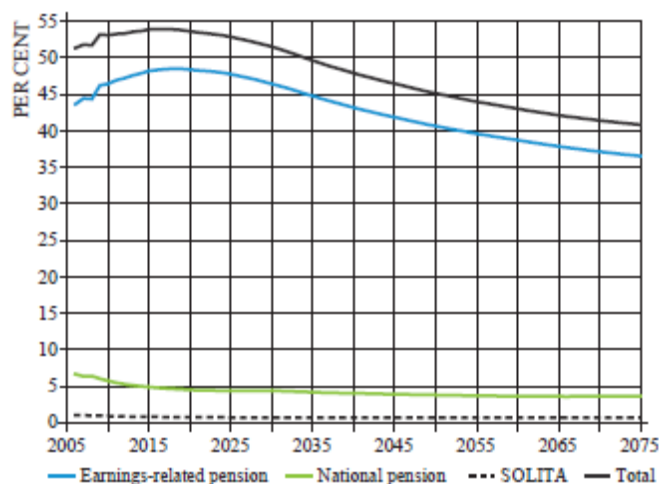
表5.5. 2008年から2075年までの全受給者と68歳受給者との平均年金額

| | ユーロ/月 (2008年価格) | | | | | 平均所得額に対する比率 (%) | |
|------|-----------------|--------|--------|-------|--------|-----------------|--------|
| | 平均所得額* | 報酬比例年金 | | 全年金 | | 全年金 | |
| | | 全受給者 | 68歳受給者 | 全受給者 | 68歳受給者 | 全受給者 | 68歳受給者 |
| 2008 | 2,410 | 1,070 | 1,330 | 1,250 | 1,430 | 52 | 59 |
| 2010 | 2,540 | 1,180 | 1,460 | 1,350 | 1,550 | 53 | 61 |
| 2015 | 2,750 | 1,320 | 1,540 | 1,480 | 1,670 | 54 | 61 |
| 2020 | 3,000 | 1,450 | 1,640 | 1,610 | 1,790 | 54 | 60 |
| 2025 | 3,280 | 1,570 | 1,720 | 1,730 | 1,890 | 53 | 58 |
| 2030 | 3,590 | 1,660 | 1,790 | 1,850 | 1,990 | 52 | 55 |
| 2050 | 5,070 | 2,060 | 2,300 | 2,290 | 2,530 | 45 | 50 |
| 2075 | 7,840 | 2,860 | 3,300 | 3,200 | 3,670 | 41 | 47 |

* 基本見通しにおける被保険者の平均収入。

老齢年金発足時とつづくコーホートとの年金水準は、68歳時の平均年金額を通じて、説明される。この年齢までに、当該コーホート全員が年金受給者となっているが、ほんの少数は失権している。しかしながら、平均余命が伸びるにつれて、将来の人々は前の世代の者よりも年金受給後の期間を長く過ごすことになるため、68歳受給者の平均年金額は、各世代の全年金収入の比較可能なデータとはならない(表5.5)。

図 5.7. 2006 年から 2075 年までの平均賃金額に対する平均年金額の比率 (%)



| | |
|--------------------------|--------|
| Earnings-related pension | 報酬比例年金 |
| National pension | 国民年金 |
| SOLITA | SOLITA |
| Total | 全体 |

5.4. 民間被用者・報酬比例年金の財政

以下の節では、被用者年金法 (TyEL)、自営業者年金法 (YEL) 及び農業者年金法 (MYEL) の制度下での年金支出の財政が検討される。TyEL の財政見通しでは、最初の分析対象となる計数は、年金保険料及び年金積立金の推移である。YEL 及び MYEL の財政見通しでは、主な分析対象となる計数は、保険料収入と年金支出に占める国庫負担割合とである。

2007 年の TyEL 制度下の年金財政改革の結果、より安定した保険料推移とするために、運用収入により得られる老齢年金の積立部分は、異なる金額にて、異なる世代ごとに割り当てられる。増分割当てがなされている年齢階級が高齢になるほど、債務がより速く解消し、保険料水準は低減する。基本見通しでは、積立部分の増分は、2014 年以前は 55 歳到達者に割り当てられていたが、2014 年後は 65 歳到達者に割り当てられる。

TyEL 制度の支出増加に応じて、TyEL 保険料率は、現行水準の 21% から 2025 年に最大で概ね 27% に増加する。その後、保険料率は 2% ポイント減少する (図 5.8)。雇用主の割合と比較すれば、被雇用者の割合は現時点では非常に低いため、被雇用者の保険料割合は雇用主の割合よりも増加する (図 5.8)。経済展望に基づけば、2010 年から 2011 年までは、TyEL 制度の支出は TyEL 保険料を超えるであろう。支出は、2016 年以降、継続して保険料水準を超える。

図 5.8. 2006 年から 2075 年までの TyEL 保険料率
全体、雇用主及び被雇用者の保険料率



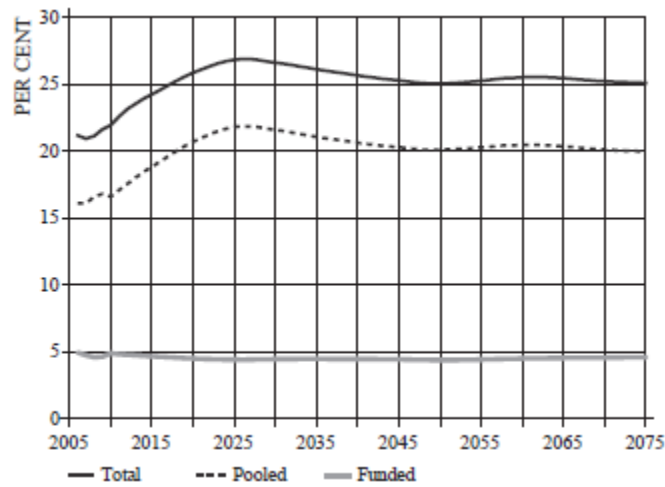
| | |
|-------------------------|-------------|
| Employee below 53 years | 53 歳未満の被雇用者 |
| Employee above 53 years | 53 歳以上の被雇用者 |
| Employer | 雇用主 |
| Total | 全体 |

被雇用者分と雇用主分とに保険料を分割することに加えて、保険料の推移が、賦課部分と積立部分との点から再検討可能となる（図 5.9）。賦課部分は毎年の年金支出の資金調達のために用いられ、積立部分は将来の老齢及び障害年金を賄うために用いられる。予想される保険料水準の増加は、賦課部分の増加のために発生する。積立部分の保険料率は、所得総額の 4-5% に留まる。保険料の一方の要素〈the other components〉は、運営費〈operating expenses〉と保険料の損失とを含み、特別給付〈bonus〉や一時的な保険料削減も含む。

訳注 21. 「一方の要素」とは、賦課部分のこと。

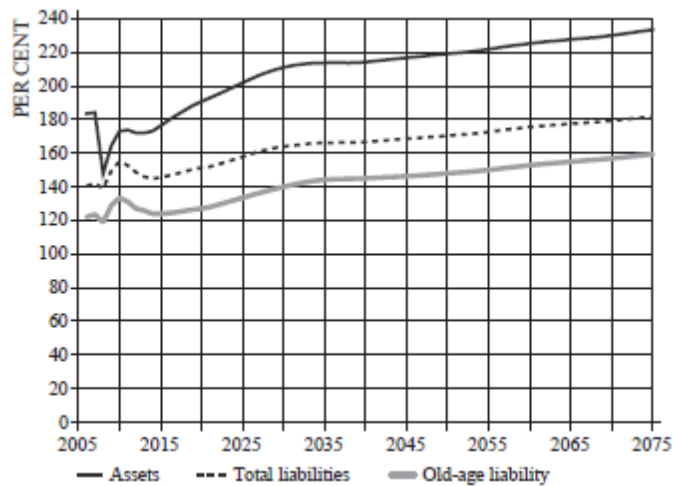
2007 年末には、TyEL 積立金の額は所得総額の 1.8 倍を上回っていた。2008 年の金融危機のために、所得総額に対する積立金の比率は 40%ポイント近く減少した。2009 年と 2010 年との所得総額減少及び 2009 年前半の良好な運用結果により、積立金の比率は増加する（図 5.10）。

図 5.9. 2006 年から 2075 年までの TyEL 保険料率
全体、賦課部分及び積立部分の保険料率



| | |
|--------|------|
| Total | 全体 |
| Pooled | 賦課部分 |
| Funded | 積立部分 |

図 5.10. 2006 年から 2075 年までの所得総額に対する TyEL 積立金及び準備金の比率 (%)



| | |
|-------------------|--------|
| Assets | 積立金 |
| Total liabilities | 全体の債務 |
| Old-age liability | 老齢年金債務 |

所得総額が減少するに従い、所得総額に対する老齢年金債務は 2009 年から 2010 年にかけて増加する。年金機関の運用資金が減少するにつれて、老齢年金積立部分からの給付増加はわずかであるため、つづく年々には、老齢年金債務の増加は所得総額の増加より遅れて発生する。同時に、景気後退終了時に、所得総額の増加は非常に速くなる。

表 5.6 では、年間の TyEL 年金発生分、発生分と過去期間分の現価とを分割して示しており、TyEL 積立金及び年間の資金の流れも示す。年金発生の見通しは、以上により説明される（表 5.2 と表 5.6 とは、部分的に同じ内容を含んでいる）。所得に対する過去期間分の現価の比率は、景気循環による就業率の変動のために、2010 年のほうが 2009 年よりも高くなっている。

訳注 22. 「表 5.2 と表 5.6 とは、部分的に同じ内容を含んでいる。(Tables 5.2 and 5.6 contain partly the same information.)」とあるが、これは同じ計数が示されることを意味しない。表 5.6 は TyEL 制度の計数であり、表 5.2 は TyEL 制度以外の計数も含む計数になっている（表 5.2 脚注参照）。支出比率を示していることが、内容的に同じであるという主張であろう。

表 5.6. 2009 年から 2025 年までの TyEL 制度の
過去期間分の現価、積立金及び資金の流れ

所得総額及び過去期間分の現価（現在価格； 単位：10 億ユーロ）

| | 2009 | 2010 | 2015 | 2020 | 2025 |
|------------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 所得総額 10 億ユーロ [a] | 46.9 | 46.4 | 59.0 | 70.1 | 84.0 |
| 前年末の過去期間分 | 263.5 | 272.6 | 343.5 | 424.9 | 516.7 |
| 年間支払い年金額 | -9.9 | -10.5 | -14.1 | -18.6 | -23.5 |
| 年間中に生じた年金 [b] | 8.2 | 8.2 | 9.9 | 11.7 | 13.8 |
| 利子* | 10.8 | 14.3 | 19.7 | 24.3 | 29.5 |
| 年末の過去期間分 [c] | 272.6 | 284.6 | 359.1 | 442.4 | 536.4 |

積立金及び資金の流れ（現在価格； 単位：10 億ユーロ）

| | 2009 | 2010 | 2015 | 2020 | 2025 |
|------------|------|------|-------|-------|-------|
| 前年末の積立金 | 72.4 | 77.2 | 98.5 | 127.3 | 161.9 |
| 年金保険料 | 10.1 | 10.1 | 14.2 | 18.0 | 22.4 |
| TVR 保険料 ** | 0.4 | 0.4 | 0.4 | 0.5 | 0.5 |
| 運用収入 | 4.8 | 3.6 | 5.6 | 7.3 | 9.3 |
| TyEL 支出 | 9.9 | 10.5 | 14.1 | 18.6 | 23.5 |
| 他の年金支出 *** | 0.2 | 0.2 | 0.3 | 0.3 | 0.3 |
| 一般管理費 | 0.3 | 0.3 | 0.4 | 0.5 | 0.6 |
| 年末の積立金 | 77.2 | 80.3 | 103.9 | 133.6 | 169.7 |

比率の計算

| | 2009 | 2010 | 2015 | 2020 | 2025 |
|----------------------|------|------|------|------|------|
| 生じた年金/所得総額 [b/a] (%) | 17.5 | 17.8 | 16.9 | 16.7 | 16.4 |
| 積立比率 [c/d] (%) | 28.3 | 28.2 | 28.9 | 30.2 | 31.6 |

* 実割引率は、4.0%である。名目金利は、物価上昇に従って変化する（表 4.6 参照）。

** 失業期間中の年金引上げ分の保険料である。

*** TEL 補完年金支給及び賦課の仕組みにより賄われる MEL の支出。

表 5.7 では、YEL 積立金はなく、年間の YEL 年金発生分、発生分と過去期間分の現価とを分割して示している。YEL 制度下での毎年の過去期間分の現価は、所得総額 (earned income) の概ね 20% に相当する。被保険者の平均年齢がより高いことと付加される年金額が計算される際 (when the earnings accruing pension are calculated) の所得は被雇用者の保険料控除前のものであるという事実とから、TyEL 制度との差違が生じている。年齢ごとに定まっている給付乗率や、金利及び働いていない期間の増加分並びに死亡率の影響を受けるため、所得総額に対する生じた年金の比率は、年齢の影響を受けると言える。

訳注 23. 表 5.7 では “covered income” とあるが、表 5.6 との並びから「所得総額」と訳した。この内容が、上記では “earned income” となっている。これも「所得総額」と訳した。

保険料収入では YEL 制度の支出を賄うことができない場合は、国庫負担により足りない費用は賄われる。2008 年には、国庫負担は年金支出の 8% 近くに達していた。2025 年には、当該値は 25% へ増加する。YEL 保険料は、TyEL 保険料率に追随する方法で定まるものの、将来の YEL 制度の支出が事前に積み立てられることはないため、国庫負担は増加する。将来における TyEL 制度の支出増加分は、基金から拠出される積立金により賄われる。YEL 年金の同様の増加分は、国庫負担により賄われる。

表 5.7. 2009 年から 2025 年までの YEL 制度の過去期間分の現価及び資金の流れ

所得総額及び過去期間分の現価 (現在価格; 単位: 100 万ユーロ)

| | 2009 | 2010 | 2015 | 2020 | 2025 |
|-------------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 所得総額 100 万ユーロ [a] | 3,513 | 3,503 | 4,193 | 4,985 | 5,950 |
| 前年末の過去期間分 | 17,781 | 18,465 | 23,624 | 29,641 | 36,437 |
| 年間支払い年金額 | -761 | -797 | -1,078 | -1,431 | -1,840 |
| 年間中に生じた年金 [b] | 717 | 721 | 860 | 1,031 | 1,210 |
| 利子* | 729 | 967 | 1,356 | 1,698 | 2,084 |
| 年末の過去期間分 | 18,465 | 19,356 | 24,763 | 30,940 | 37,891 |

資金の流れ (現在価格; 単位: 100 万ユーロ)

| | 2009 | 2010 | 2015 | 2020 | 2025 |
|----------|------|------|-------|-------|-------|
| 年金保険料 | 715 | 699 | 960 | 1,221 | 1,512 |
| 国庫負担 [c] | 102 | 157 | 198 | 316 | 465 |
| 年金支出 [d] | 761 | 797 | 1,078 | 1,431 | 1,840 |
| 一般管理費 | 56 | 59 | 80 | 106 | 136 |

比率の計算

| | 2009 | 2010 | 2015 | 2020 | 2025 |
|---------------------------|------|------|------|------|------|
| 生じた年金/所得総額 [b/a] (%) | 20.4 | 20.6 | 20.5 | 20.7 | 20.3 |
| 支出に対する国庫負担割合 [c/d] (%) | 13.5 | 19.7 | 18.3 | 22.1 | 25.3 |

* 実割引率は、4.0%である。名目金利は、物価上昇に従って変化する（表 4.6 参照）。

農業者年金法（MYEL）に基づく、過去期間分の現価及び資金の流れの分析は、YEL の分析と全く同様である。MYEL の被保険者及び年金受給者の人数は、減少しており、高齢化が進んでいる。財政に好ましくない年齢構成により、国庫負担割合が大きくなり、現在では年金支出の 80%に達していることを表 5.8 に示す。現在では所得総額の 11%であるが、平均的な MYEL 保険料の水準が低いことも、国庫負担の額に影響を与える。

表 5.8. 2009 年から 2025 年までの MYEL 制度の過去期間分の現価及び資金の流れ

所得総額及び過去期間分の現価（現在価格； 単位：100 万ユーロ）

| | 2009 | 2010 | 2015 | 2020 | 2025 |
|-------------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 所得総額 100 万ユーロ [a] | 1,401 | 1,369 | 1,395 | 1,578 | 1,841 |
| 前年末の過去期間分 | 12,120 | 12,274 | 13,967 | 15,741 | 17,547 |
| 年間支払い年金額 | -627 | -639 | -766 | -904 | -1,053 |
| 年間中に生じた年金 [b] | 291 | 289 | 318 | 374 | 426 |
| 利子* | 491 | 635 | 793 | 893 | 994 |
| 年末の過去期間分 | 12,274 | 12,559 | 14,312 | 16,104 | 17,914 |

資金の流れ（現在価格； 単位：100 万ユーロ）

| | 2009 | 2010 | 2015 | 2020 | 2025 |
|----------|------|------|------|------|-------|
| 年金保険料 | 152 | 148 | 170 | 208 | 253 |
| 国庫負担 [c] | 495 | 511 | 619 | 724 | 832 |
| 年金支出 [d] | 627 | 639 | 766 | 904 | 1,053 |
| 一般管理費 | 19 | 20 | 24 | 28 | 33 |

比率の計算

| | 2009 | 2010 | 2015 | 2020 | 2025 |
|---------------------------|------|------|------|------|------|
| 生じた年金/所得総額 [b/a] (%) | 20.8 | 21.1 | 22.8 | 23.7 | 23.1 |
| 支出に対する国庫負担割合 [c/d] (%) | 79.0 | 79.9 | 80.9 | 80.1 | 79.0 |

* 実割引率は、4.0%である。名目金利は、物価上昇に従って変化する（表 4.6 参照）。

6. 変動範囲の分析

この章では、経済動向が異なる前提の場合について、基本見通し結果の変動範囲を分析する。一つの前提または同時に複数の前提を変化させることにより、ある前提または前提の組合せが与える結果への影響を見極めることが可能である。選択肢の現実性についていくつかの妥協がなされているのかについて明確にし、理解しやすくするために、変動範囲の分析が利用される。

変動範囲の分析は、以下の点からなされる。

- ・雇用
- ・障害年金発生率
- ・老齢年金発生率 (old-age pension retirement risk)
- ・所得の増加
- ・年金積立金による運用収入

各場合の結果を示す際には、平均賃金額に対する平均年金額の比率、所得総額に対する報酬比例年金の支出比率、並びに所得総額に対する TyEL 制度の支出、保険料及び積立金の比率について説明を行う。

6.1. 雇用

基本見通しでは、現行の経済動向を前提にして、就業率は 67%を下回るようになるが、後に概ね 71%に上昇する。雇用前提を変化させた見通しでは、就業率は、2010 年までは基本見通しと同様とに推移し、その後、以下のことが発生する前提になっている。

- ・**就業率低位**の見通しでは、2015 年時点で基本見通しより 5%を下回るようになるまでは、就業者の人数は、毎年、基本見通しより 1%低い状態になる。
- ・**就業率高位**の見通しでは、2015 年時点で基本見通しより 5%を上回るようになるまでは、就業者の人数は、毎年、基本見通しと比較すると 1%高い状態で増える。

見通しでは、雇用と所得水準との間に、一定の傾向は見いだせない。すなわち、所得全体の推移は、雇用と同様に推移する。就業者の人数が 5%変化することは、就業率に概ね 3.5%ポイントの影響を与える。就業率は、部分的には失業率を反映し、部分的には労働力の総量を反映する (表 6.1)。老齢年金発生率は、全ての雇用前提で同じである。

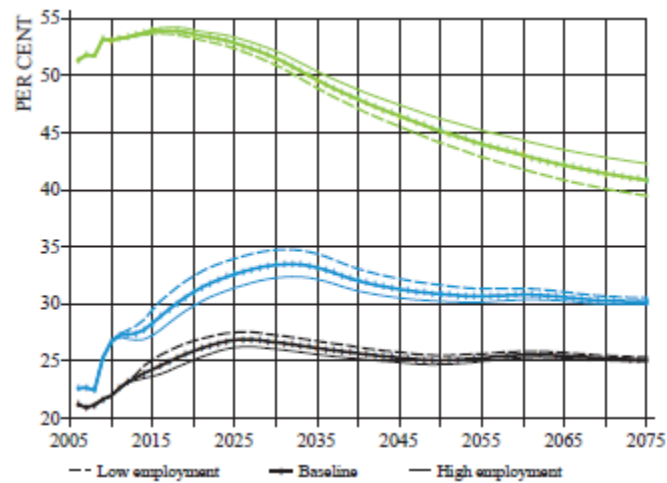
就業率低位の見通しでは、実際の退職年齢が 2 年以上高くなるであろうということとは無関係に、就業率は 2000 年代前半とほとんど同様の水準のままである。就業率高位の見通しでは、就業率は増加し、21 世紀後半にスウェーデンやノルウェーの水準に近づく。フィンランドの公経済 (public economy) についての欧州委員会 (EU Commission) の予断を許さない見通しでは、就業率は増加して、概ね 74%に達することが予想される (EC, DG ECFIN & AWG 2009)。

表 6.1. 就業率の前提を変更した場合の就業率と失業率

| | 就業率 | | | 失業率 | | |
|------|------|-------|------|------|-------|------|
| | 低位 | 基本見通し | 高位 | 低位 | 基本見通し | 高位 |
| 2008 | 70.6 | 70.6 | 70.6 | 6.4 | 6.4 | 6.4 |
| 2010 | 66.6 | 66.6 | 66.6 | 10.2 | 10.2 | 10.2 |
| 2015 | 66.4 | 69.8 | 73.1 | 9.0 | 6.9 | 5.4 |
| 2020 | 66.9 | 70.4 | 73.7 | 7.9 | 5.9 | 4.5 |
| 2025 | 67.3 | 70.8 | 74.2 | 7.4 | 5.3 | 3.9 |
| 2030 | 67.3 | 70.8 | 74.2 | 7.4 | 5.2 | 3.9 |
| 2050 | 67.4 | 70.9 | 74.3 | 7.4 | 5.2 | 3.8 |
| 2075 | 67.5 | 71.0 | 74.4 | 7.4 | 5.2 | 3.8 |

雇用が増加するに従い、最初は年金支出に変化はない。このことは年金支出の相対額が減少することを意味する。長期的には、所得が増加することにより、年金支出も増加する。このことは、平均年金額の規模から明らかであり、同時に、雇用の支出比率に与える影響が減少することを意味する（図 6.1）。

図 6.1. 就業率の前提を変更した場合の平均賃金額に対する平均年金額の比率（緑）、所得総額に対する報酬比例年金支出比率（青）及び TyEL 制度の保険料率（黒）



Low employment 就業率低位
 Baseline 基本見通し
 High employment 就業率高位

失業保険基金（TVR）での部分的な事前積立と保険料とがあることから、雇用及び失業が TyEL 保険料率へ与える影響は、支出比率へ与えるものよりも小さい。純粋な賦課方式〈go-as-you-pay scheme〉では、雇用が保険料率へ与える影響は支出比率へ与えるものと

同様になる。一方、就業率は、積立方式（funded pension scheme）の保険料水準に影響を与えない。失業期間分の年金引上げのために、年金保険料が、失業保険料の一部として支払われる。就業率低位の見通しで高い失業率になることは、TyEL 制度支出への積立のために、TVR 保険料収入の増加を招くことを意味する。

訳注 24. 原本では“pay-as-you-go”という用語も利用されているが、“go-as-you-pay scheme”は「賦課方式」の意味で用いられていると判断して、訳した。

表 6.2. 就業率の前提を変更した場合の所得総額に対する TyEL 制度の支出、保険料及び積立金の比率（%）

| | 支出 | | | 保険料 | | | 積立金 | | |
|-------|------|-------|------|------|-------|------|-----|-------|-----|
| | 低位 | 基本見通し | 高位 | 低位 | 基本見通し | 高位 | 低位 | 基本見通し | 高位 |
| 2008* | 18.1 | 18.1 | 18.1 | 21.1 | 21.1 | 21.1 | 148 | 148 | 148 |
| 2010 | 22.6 | 22.6 | 22.6 | 21.9 | 21.9 | 21.9 | 173 | 173 | 173 |
| 2015 | 25.0 | 24.0 | 23.1 | 25.1 | 24.2 | 23.7 | 183 | 176 | 171 |
| 2020 | 27.7 | 26.5 | 25.5 | 26.8 | 25.9 | 25.1 | 199 | 191 | 184 |
| 2025 | 29.2 | 28.0 | 27.0 | 27.5 | 26.8 | 26.2 | 210 | 202 | 196 |
| 2030 | 30.3 | 29.1 | 28.2 | 27.3 | 26.6 | 26.0 | 218 | 211 | 206 |
| 2050 | 29.5 | 28.7 | 28.0 | 25.5 | 25.1 | 24.7 | 222 | 219 | 217 |
| 2075 | 29.2 | 28.7 | 28.4 | 25.3 | 25.1 | 24.9 | 235 | 234 | 232 |

* 実績値

6.2. 障害年金発生率

基本見通しでは、障害年金発生率は、現行水準よりも、2025 年には 14%、2050 年には 25%減少する。2050 年より後は、障害年金発生率は変化しない。障害年金発生率の減少は、人々の健康改善を反映している。

障害年金発生率を変化させた見通しでは、2010 年までは基本見通しと同様の率とし、その後、2020 年までに、以下のことが発生する前提になっている。

- ・ 障害年金発生率低位の見通しでは、基本見通しと比較して、発生率は半減する。
- ・ 障害年金発生率（disability retirement risk）高位の見通しでは、基本見通しと比較して、発生率は 50%増加となる。

2020 年以降、障害年金発生率は、基本見通しでの発生率よりも 50%高くなるか、50%低くなる。基本見通しでは障害年金発生率は減少する。よって、発生率は、障害年金発生率低位の見通しにて特に低くなる。発生率は、2025 年に現在確認されている率の 43%になり、2050 年には 37%になる。現行の発生率と比較すると、障害年金発生率高位の見通しでは、2025 年に 28%高くなり、2050 年には 12.5%高くなる。

障害年金発生率が変化することにより、常勤雇用は影響を受ける。言い換えれば、基本見通しと比較すると、障害年金発生率高位の見通しでは、障害者の人数の増加により、雇用者の人数が同様に減少する。障害年金発生率低位見通しでは、逆の効果が表れる。表 6.3 に示す就業率は、見通しにおける障害年金発生率と就業率との依存関係を示している。基

本見通しよりも障害年金発生率が半分になれば、予想される実際の退職年齢を 1.5 年引き上げる。一方、発生率が 1.5 倍増加すれば、予想される実際の退職年齢は 1.3 年引き下がる（表 6.3）。

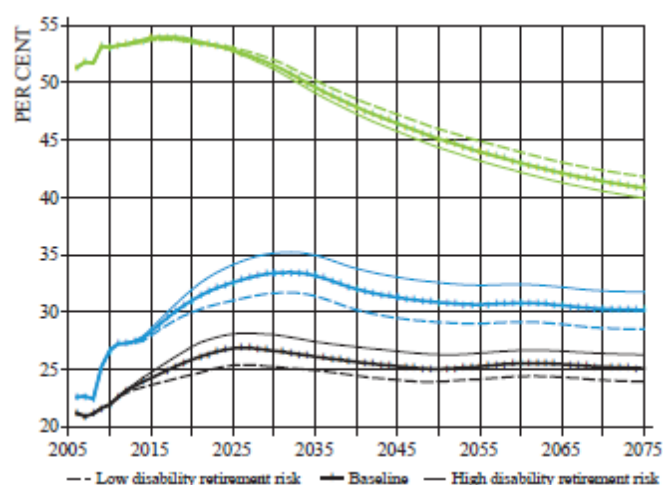
表 6.3. 障害年金発生率の前提を変更した場合の予想される実際の退職年齢及び就業率

| | 予想される実際の退職年齢 | | | 就業率 | | |
|-------|--------------|-------|------|------|-------|------|
| | 低位 | 基本見通し | 高位 | 低位 | 基本見通し | 高位 |
| 2008* | 59.4 | 59.4 | 59.4 | 70.6 | 70.6 | 70.6 |
| 2010 | 59.5 | 59.5 | 59.5 | 66.6 | 66.6 | 66.6 |
| 2015 | 60.9 | 60.2 | 59.6 | 70.1 | 69.8 | 69.4 |
| 2020 | 62.1 | 60.6 | 59.3 | 71.4 | 70.4 | 69.4 |
| 2025 | 62.6 | 61.0 | 59.7 | 72.3 | 70.8 | 69.3 |
| 2030 | 62.9 | 61.4 | 60.1 | 72.5 | 70.8 | 69.2 |
| 2050 | 63.3 | 61.9 | 60.6 | 73.2 | 70.9 | 68.8 |
| 2075 | 63.3 | 61.9 | 60.7 | 74.0 | 71.0 | 68.5 |

* 実績値

障害年金発生率が、年金水準へ与える影響はわずかである。障害の結果、その後の年金引上げの大半は、報酬比例年金の将来分増額取扱による給付乗率により補償される。更に、喪失する年金増分は、部分的には国民年金により補償される。障害年金発生率が支出比率へ与える影響は、（就業率の効果に反して）長期的にも消えることはない。障害年金発生率が 50% 増加することにより、TyEL 保険料率は 1%ポイントだけ増となる。一方、発生率が半分になることにより、TyEL 保険料率は 1%ポイントだけ減少となる（表 6.4）。

図 6.2. 障害年金発生率の前提を変更した場合の平均賃金額に対する平均年金額の比率（緑）、所得総額に対する報酬比例年金支出比率（青）及び TyEL 制度の保険料率（黒）



Low disability retirement risk 障害年金発生率低位
 Baseline 基本見通し
 High disability retirement risk 障害年金発生率高位

表 6.4. 障害年金発生率の前提を変更した場合の所得総額に対する TyEL 制度の支出、保険料及び積立金の比率 (%)

| | 支出 | | | 保険料 | | | 積立金 | | |
|-------|------|-------|------|------|-------|------|-----|-------|-----|
| | 低位 | 基本見通し | 高位 | 低位 | 基本見通し | 高位 | 低位 | 基本見通し | 高位 |
| 2008* | 18.1 | 18.1 | 18.1 | 21.1 | 21.1 | 21.1 | 148 | 148 | 148 |
| 2010 | 22.6 | 22.6 | 22.6 | 21.9 | 21.9 | 21.9 | 173 | 173 | 173 |
| 2015 | 23.7 | 24.0 | 24.2 | 23.6 | 24.2 | 24.7 | 174 | 176 | 178 |
| 2020 | 25.6 | 26.5 | 27.3 | 24.6 | 25.9 | 27.0 | 184 | 191 | 196 |
| 2025 | 26.6 | 28.0 | 29.3 | 25.4 | 26.8 | 28.1 | 192 | 202 | 210 |
| 2030 | 27.6 | 29.1 | 30.7 | 25.2 | 26.6 | 28.0 | 199 | 211 | 221 |
| 2050 | 27.2 | 28.7 | 30.2 | 23.9 | 25.1 | 26.3 | 208 | 219 | 230 |
| 2075 | 27.2 | 28.7 | 30.2 | 24.0 | 25.1 | 26.3 | 223 | 234 | 244 |

* 実績値

6.3. 老齢年金発生率

基本見通しでは、老齢年金発生率は、現行水準から、2025 年には 35%、2050 年には 50% の減少となる。2050 年より後は、老齢年金発生率は変化しない。老齢年金発生率の減少は、平均余命の伸長と関連がある。一方、平均余命の伸長は、高齢者の健康改善の結果と言える。他方、平均余命の伸長は、平均余命係数のために、早期退職の魅力を減少させる。

老齢年金発生率を変化させた見通しでは、2010 年まで基本見通しに従うものとし、この後、以下のことが発生する前提になっている。

- ・老齢年金受給開始年齢が 63 歳の見通しでは、老齢年金発生率増加となり、2016 年時点で、全ての被保険者は 63 歳にて退職する。
- ・老齢年金受給開始年齢が 68 歳の見通しでは、老齢年金発生率減少となり、2016 年時点で、63 歳時に働いている全ての人々は、68 歳まで働きつづける。

老齢年金発生率は、雇用及び所得総額に十分な影響を与える。63 歳未満の者の労働については、3つの見通しで全て同じ前提である。表 6.5 に、予想される実際の退職年齢及び雇用に、老齢年金発生率が与える影響を示す。2025 年には、68 歳受給開始見通しでは、予想される実際の退職年齢は基本見通しよりも 1.7 年長く、63 歳受給開始見通しでは基本見通しよりも 1.2 年短い。長期的には、老齢年金及び障害年金の発生率の見通しにおける影響は、雇用及び退職年齢への影響は互いに近づく（表 6.3 及び表 6.5）。

訳注 25. 表 6.3 は障害年金発生率の前提を変更した場合の結果であり、表 6.5 は老齢年金発生率の前提を変更した場合の結果であるが、例えば 2050 年値が近いものになっている

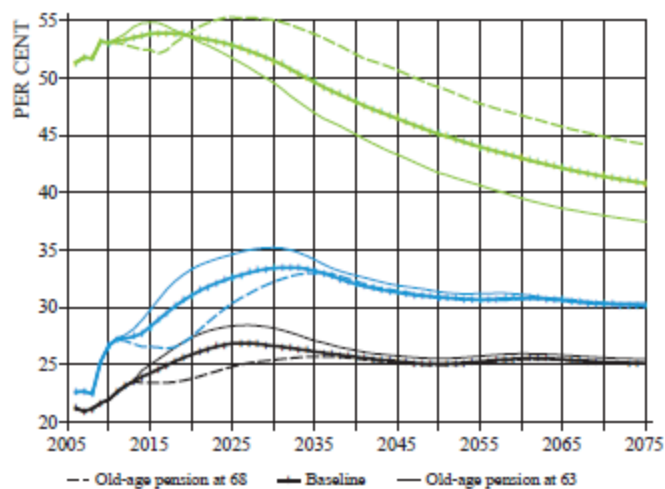
ように、長期推計では近い結果になっていることを指している。

表 6.5. 老齢年金発生率の前提を変更した場合の
予想される実際の退職年齢及び就業率

| | 予想される実際の退職年齢 | | | 就業率 | | |
|-------|--------------|-------|---------|---------|-------|---------|
| | 68歳受給開始 | 基本見通し | 63歳受給開始 | 68歳受給開始 | 基本見通し | 63歳受給開始 |
| 2008* | 59.4 | 59.4 | 59.4 | 70.6 | 70.6 | 70.6 |
| 2010 | 59.5 | 59.5 | 59.5 | 66.6 | 66.6 | 66.6 |
| 2015 | 61.2 | 60.2 | 59.7 | 71.2 | 69.8 | 68.8 |
| 2020 | 62.3 | 60.6 | 59.6 | 73.8 | 70.4 | 68.2 |
| 2025 | 62.7 | 61.0 | 59.8 | 73.9 | 70.8 | 68.4 |
| 2030 | 63.0 | 61.4 | 59.9 | 73.7 | 70.8 | 68.2 |
| 2050 | 63.4 | 61.9 | 60.2 | 73.5 | 70.9 | 68.0 |
| 2075 | 63.5 | 61.9 | 60.2 | 73.7 | 71.0 | 68.0 |

* 実績値

図 6.3. 老齢年金発生率の前提を変更した場合の
平均賃金額に対する平均年金額の比率（緑）、所得総額に対する
報酬比例年金支出比率（青）及び TyEL 制度の保険料率（黒）



Old-age pension at 68 68歳受給開始
Baseline 基本見通し
Old-age pension at 63 63歳受給開始

表 6.6. 老齢年金発生率の前提を変更した場合の
所得総額に対する TyEL 制度の支出、保険料及び積立金の比率 (%)

| | 支出 | | | 保険料 | | | 積立金 | | |
|-------|----------|-------|----------|----------|-------|----------|----------|-------|----------|
| | 68 歳受給開始 | 基本見通し | 63 歳受給開始 | 68 歳受給開始 | 基本見通し | 63 歳受給開始 | 68 歳受給開始 | 基本見通し | 63 歳受給開始 |
| 2008* | 18.1 | 18.1 | 18.1 | 21.1 | 21.1 | 21.1 | 148 | 148 | 148 |
| 2010 | 22.6 | 22.6 | 22.6 | 21.9 | 21.9 | 21.9 | 173 | 173 | 173 |
| 2015 | 22.6 | 24.0 | 25.1 | 23.4 | 24.2 | 25.0 | 176 | 176 | 176 |
| 2020 | 23.4 | 26.5 | 28.3 | 23.8 | 25.9 | 27.3 | 190 | 191 | 191 |
| 2025 | 26.0 | 28.0 | 29.7 | 24.8 | 26.8 | 28.4 | 204 | 202 | 202 |
| 2030 | 28.0 | 29.1 | 30.8 | 25.4 | 26.6 | 28.2 | 213 | 211 | 211 |
| 2050 | 28.6 | 28.7 | 29.3 | 24.9 | 25.1 | 25.5 | 219 | 219 | 218 |
| 2075 | 28.6 | 28.7 | 29.0 | 25.1 | 25.1 | 25.5 | 233 | 234 | 234 |

* 実績値

直後の数十年間は、老齢年金発生率は年金支出比率及び TyEL 保険料率へ強い影響を与える。老齢年金受給開始年齢が 68 歳に近づく時、年金支払いは遅くなり、所得総額は増加する。この 2 つの要因により、年金支出比率は減少する。老齢年金受給開始年齢が 63 歳に近づく時、同様の理由により、年金支出比率及び保険料率は増加する。

最初は、老齢年金発生率の減少により、平均年金額は減少する。既裁定分の年金のうち平均年金額よりも高いものが減っていくためである。長期的には、より高い年金が支払われるようになるため、平均的な年金水準の上昇となる。

6.4. 所得水準の上昇

基本見通しでは、所得水準の上昇は 2011 年までは現行の経済予測に従うこととしており、その後、実質所得上昇率は年 1.75% となっている。

所得の変動範囲の分析では、2011 年末まで基本見通しにて採用されている成長の予想と同様とし、この後、見通しでは以下の前提となる。

- ・ 急な成長の見通しでは、所得水準の成長率は年 2.25% とする。
- ・ ゆっくりとした成長の見通しでは、所得水準の成長率は年 1.25% とする。

最初的水準と比較すると、平均収入は、ゆっくりとした成長の見通しでは見通し期間を通してわずか 2 倍になるだけであるが、基本見通しでは 3 倍以上に、急な成長の見通しでは 4 倍以上になる (表 6.7)。

表 6.7. 成長率の前提を変更した場合の所得総額及び平均年金額（2008 年価格）

| | 所得総額（10 億ユーロ） | | | 平均年金額（ユーロ/月） | | |
|-------|---------------------|-----------------|----------------|---------------------|-----------------|----------------|
| | ゆっくりとした成長 (1.25) | 基本見通し (1.75) | 急な成長 (2.25) | ゆっくりとした成長 (1.25) | 基本見通し (1.75) | 急な成長 (2.25) |
| 2008* | 75 | 75 | 75 | 2,410 | 2,410 | 2,410 |
| 2010 | 72 | 72 | 72 | 2,540 | 2,540 | 2,540 |
| 2015 | 81 | 83 | 85 | 2,690 | 2,750 | 2,800 |
| 2020 | 86 | 90 | 94 | 2,870 | 3,000 | 3,140 |
| 2025 | 92 | 98 | 105 | 3,060 | 3,280 | 3,520 |
| 2030 | 98 | 107 | 118 | 3,270 | 3,590 | 3,940 |
| 2050 | 128 | 156 | 188 | 4,190 | 5,070 | 6,140 |
| 2075 | 180 | 247 | 338 | 5,720 | 7,840 | 10,730 |

* 実績値

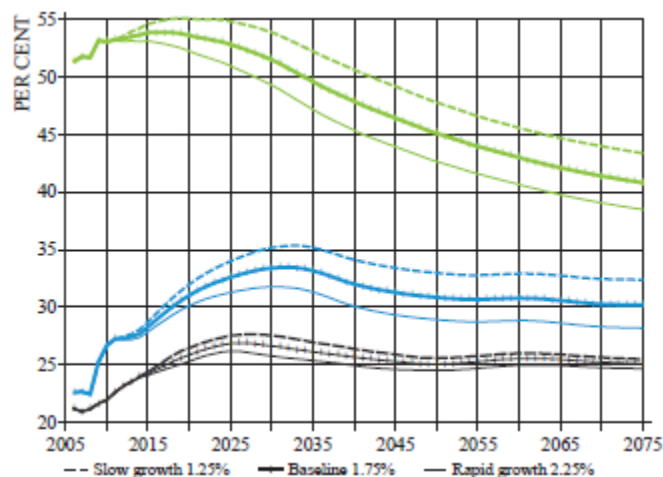
表 6.8. 成長率の前提を変更した場合の所得総額に対する TyEL 制度の支出、保険料及び積立金の比率（%）

| | 支出 | | | 保険料 | | | 積立金 | | |
|-------|---------------------|-----------------|----------------|---------------------|-----------------|----------------|---------------------|-----------------|----------------|
| | ゆっくりとした成長 (1.25) | 基本見通し (1.75) | 急な成長 (2.25) | ゆっくりとした成長 (1.25) | 基本見通し (1.75) | 急な成長 (2.25) | ゆっくりとした成長 (1.25) | 基本見通し (1.75) | 急な成長 (2.25) |
| 2008* | 18.1 | 18.1 | 18.1 | 21.1 | 21.1 | 21.1 | 148 | 148 | 148 |
| 2010 | 22.6 | 22.6 | 22.6 | 21.9 | 21.9 | 21.9 | 173 | 173 | 173 |
| 2015 | 24.3 | 24.0 | 23.6 | 24.4 | 24.2 | 24.1 | 179 | 176 | 174 |
| 2020 | 27.3 | 26.5 | 25.7 | 26.5 | 25.9 | 25.3 | 198 | 191 | 184 |
| 2025 | 29.2 | 28.0 | 26.9 | 27.5 | 26.8 | 26.2 | 213 | 202 | 192 |
| 2030 | 30.7 | 29.1 | 27.7 | 27.5 | 26.6 | 25.8 | 226 | 211 | 197 |
| 2050 | 30.6 | 28.7 | 26.9 | 25.6 | 25.1 | 24.5 | 243 | 219 | 199 |
| 2075 | 30.8 | 28.7 | 26.8 | 25.5 | 25.1 | 24.7 | 262 | 234 | 210 |

* 実績値

報酬比例年金指数と賃金係数とは、部分的に所得に追随し、部分的に物価に追随するため、所得の成長率が急である場合、賃金水準と比較して年金水準は減少する。見通しでは、国民年金は所得と完全に結び付いてきた。従って、図 6.4 に示す報酬比例支出比率は、平均賃金額に対する平均年金額の比率よりは、所得の成長率と少し異なる推移を示す。

図 6. 4. 所得の成長率の前提を変更した場合の平均賃金額に対する平均年金額の比率（緑）、所得総額に対する報酬比例年金支出比率（青）及び TyEL 制度の保険料率（黒）



| | |
|--------------------|-----------------|
| Slow growth 1.25% | ゆっくりとした成長 1.25% |
| Baseline 1.75% | 基本見通し 1.75% |
| Rapid growth 2.25% | 急な成長 2.25% |

急な成長の見通しでは、TyEL 制度の支出比率は、基本見通しよりも概ね 2%ポイント低くなる。保険料率への影響は、概ね 0.5%ポイントである。保険料水準が、所得の成長率にわずかの影響を受けることは、年金積立金の額及びその収益に関する。所得総額の増加を超える年金積立金の収益があることで、所得総額に対する積立金の比率が減少することなしに、年金に資金を提供することになる。所得成長率が増すにつれ、投資する積立金の額を減らして、保険料の削減のために利用される。従って、完全積立方式では、所得水準の更に急な上昇により、必要となる保険料水準は上昇する。純粋な賦課方式では、所得の急な上昇により、保険料率と支出比率とは等しく、大きく減少する。部分的な積立方式では、所得の急な上昇により、必要となる保険料水準は上昇することもあれば、下降することもある。

6.5. 年金積立金による運用収入

基本見通しでは、2010 年の予想される実質収益率は 3.4%であった。2016 年までに、4.0%へ上昇し、その後一定となる。代替見通しにおける前提は、以下の通りである。

- ・収益率低位の見通しでは、2010 年始の予想される収益率は、基本見通しよりも 1%ポイント低い。
- ・収益率高位の見通しでは、2010 年始の予想される収益率は、基本見通しよりも 1%ポイント高い。

年金積立金による運用収入は、TyEL 保険料の推移に、長期間、重要な役割を果たす。1%ポイントの追加的な運用利回りがあることで、概ね 2%ポイントの TyEL 保険料率減少の可能性を継続して生じさせる。一方、運用利回りの 1%ポイントの減少は、基本見通しと比

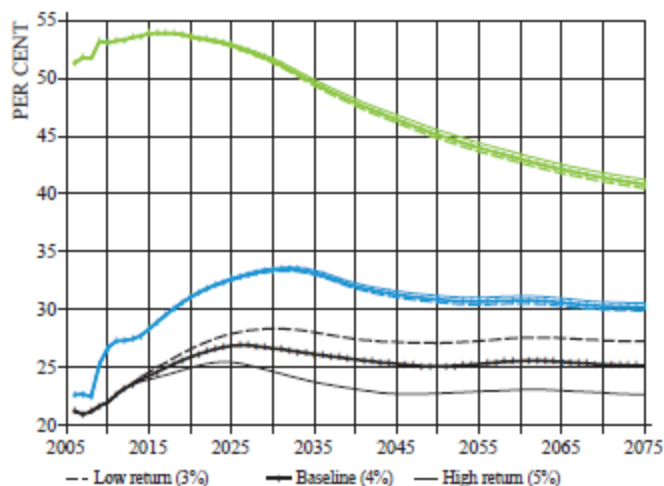
較すると、2%ポイントの保険料水準引上げ圧力になる。年金積立金の額は所得総額の倍になるため、運用利回りの1%ポイントの変化により、保険料水準に2%ポイントの影響を与える（表6.9及び図6.5）。

表 6.9. 収益率の前提を変更した場合の所得総額に対する TyEL 制度の支出、保険料及び積立金の比率（%）

| | 支出 | | | 保険料 | | | 積立金 | | |
|-------|------------|-------------------|------------|------------|-------------------|------------|------------|-------------------|------------|
| | 低位 (3%) | 基本 見通し (4%) | 高位 (5%) | 低位 (3%) | 基本 見通し (4%) | 高位 (5%) | 低位 (3%) | 基本 見通し (4%) | 高位 (5%) |
| 2008* | 18.1 | 18.1 | 18.1 | 21.1 | 21.1 | 21.1 | 148 | 148 | 148 |
| 2010 | 22.6 | 22.6 | 22.6 | 21.9 | 21.9 | 21.9 | 171 | 173 | 175 |
| 2015 | 23.9 | 24.0 | 24.0 | 24.6 | 24.2 | 23.9 | 167 | 176 | 186 |
| 2020 | 26.5 | 26.5 | 26.6 | 26.5 | 25.9 | 24.9 | 175 | 191 | 208 |
| 2025 | 27.9 | 28.0 | 28.1 | 27.9 | 26.8 | 25.4 | 180 | 202 | 225 |
| 2030 | 29.0 | 29.1 | 29.3 | 28.3 | 26.6 | 24.6 | 186 | 211 | 238 |
| 2050 | 28.4 | 28.7 | 29.0 | 27.1 | 25.1 | 22.7 | 189 | 219 | 249 |
| 2075 | 28.4 | 28.7 | 29.1 | 27.2 | 25.1 | 22.6 | 199 | 234 | 270 |

* 実績値

図 6.5. 収益率の前提を変更した場合の平均賃金額に対する平均年金額の比率（緑）、所得総額に対する報酬比例年金支出比率（青）及び TyEL 制度の保険料率（黒）



Low return (3%) 収益率低位 (3%)
 Baseline (4%) 基本見通し (4%)
 High return (5%) 収益率高位 (5%)

老齢年金の運用収入による追加的給付 (liability supplements) は、基本見通し及び収

益率低位の見通しでは、2014年までは55歳以上の者に、2015年以降は65歳到達者に配分される。収益率高位の見通しでは、積立部分からの増分は2019年までは基本見通しと同様に配分され、2020年以降は75歳到達者に配分される。

追加的給付を適切に配分することにより、TyEL 保険料率の見通しでは、安定化可能となっている。しかし、現在の状況では、2008年金融危機の結果として、保険料水準の管理下での追加的給付の限界が露わになっている。年金機関の平均的な支払い能力を基に、証券投資型バッファ基金（equity-linked buffer fund）により、追加的給付は実施されてきた。十分でない運用結果となった際に、追加的給付用のわずかの額を残し、原資は枯渇する。追加的給付用の額が少なくなったのであれば、その配分により、保険料水準に大きな影響を与えることはありえない。

賃金稼得者の年金保険料を介して、運用収入は、年金支出及び給付水準へ影響を与える。被雇用者の低い年金保険料の下での高い運用収入により、年金支出は増加する。しかしながら、運用収入の支出と給付とへの間接的な影響は小さい。収益率高位の見通しでは、2025年のTyEL制度の支出比率は、基本見通しよりも0.1%ポイント高くなる。見通し期間の終了時までには、差は0.4%ポイントとなる（表6.9）。

訳注 26. バッファ基金とは、報酬比例年金及び失業給付のための基金。3年以上の年金支出に相当する額を積み立てる。以下のサイトの記述を参照した。

<http://www.eurofound.europa.eu/emire/FINLAND/ANCHOR-PUSKURIRAHASTOUFFERFOND-FI.htm>

参考文献

- Biström P., K. Elo, T. Klaavo, I. Risku and Sihvonen H. (2008; published in Finnish in 2007) Statutory pensions in Finland – Long-term projections 2007, Finnish Centre for Pensions, Reports 2008:1.
- EC, DG ECFIN & AWG (2009) The 2009 Ageing Report: economic and budgetary projections for the EU-27 Member States (2008–2060), European Economy 2.
- Financial Supervisory Authority (2009) Pension Insurance Key Figures for Finland 2006–2008. <http://www.finanssivalvonta.fi>
- Kansaneläkelaitos (2006) Kelan hoitama sosiaaliturva 2005–2050. Kansaneläkelaitoksen aktuaarijulkaisuja 4.
- Risku I. and K. Kaliva (2009) Sijoitusriskien ja rahoitustekniikan vaikutus TyEL-maksun kehitykseen. Finnish Centre for Pensions, Discussion Papers 2009:6.
- Statistics Finland (2009) Population projection 2009–2060. <http://www.tilastokeskus.fi>
- TELA (2009) Työeläkevakuuttajat TELA, Sijoitustoiminnan tuotot. <http://www.tela.fi>
- Tuomikoski J., J. Sorainen and S. Kilponen (2007) Lakisääteisen työeläkevakuutuksen vakuutustekniikkaa. Finnish Centre for Pensions, Handbooks 2007:4.
- TyEL 2009 Työntekijän eläkelain (TyEL) mukaisen eläkevakuutuksen erityisperusteet. Earnings-related pension legislation, Finlex, <http://www.finlex.fi>

訳注 27. 上記は、原本 77 ページ “References” (参考文献) の通りである。

補遺

補遺 1 : 推計モデル

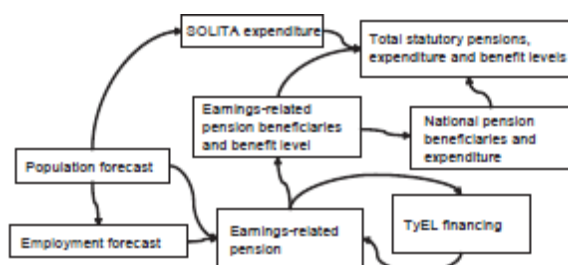
本報告書の結果は、フィンランド年金センターの長期推計モデルを利用して計算された。モデルでは年金制度の運営を模倣し、年金制度に必要となるものを予測し、計画するための見通しを作成することを可能とする。特に断りがない限り、制度を統べる法及び他の規制は、見通し期間終了まで変更されないものとする。

訳注 28. 「長期推計モデル」は“long-term projection model”の訳語として採用した用語。

冒頭の「読者の方へ」に、「長期計画モデル」という用語があるが、これは“long-term planning model”の訳語として採用した用語。異なる用語であるが、記述内容から、同一物を指すと考えられる。

モデルは、いくつかの相互に影響を与える構成要素からなる（図 A1.1）。

図 A1.1. 推計モデルの構成要素



| | |
|--|-------------------|
| Population forecast | 人口推計 |
| Employment forecast | 雇用推計 |
| SOLITA expenditure | SOLITA 支出 |
| Earnings-related pension beneficiaries and benefit level | 報酬比例年金受給者及び給付水準 |
| Earnings-related pension | 報酬比例年金 |
| Total statutory pensions, expenditure and benefit levels | 全ての法定年金支出総額及び給付水準 |
| National pension beneficiaries and expenditure | 国民年金受給者及び支出 |
| TyEL financing | TyEL 財政 |

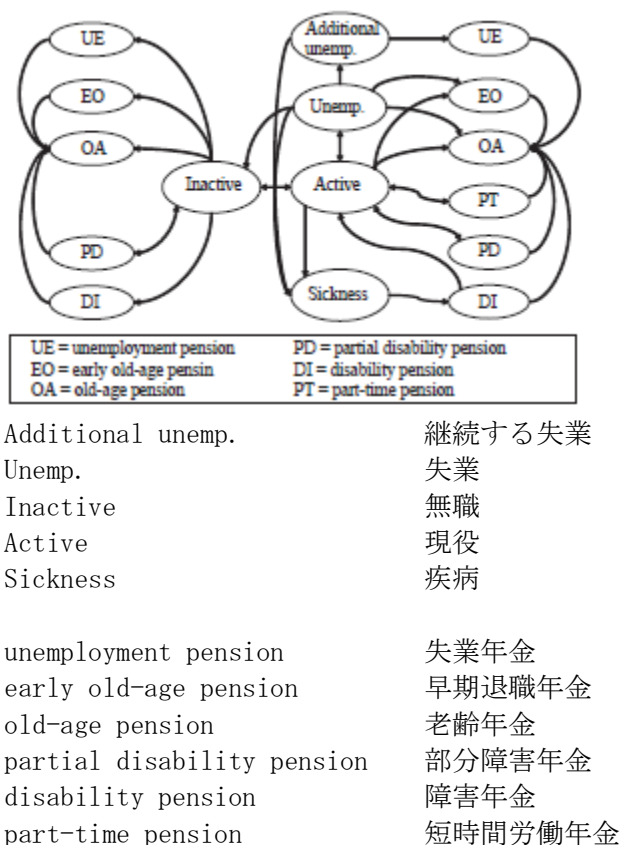
報酬比例年金の支出の構成要素では、報酬比例年金の支出は、それぞれの報酬比例年金法に基づき、別々に計算される。年金は、年ごとに年金受給者に支払われ、被保険者である被雇用者は将来の年金を増やし、所与の確率に従い異なる状態間（雇用者、被雇用者、年金受給者等）を人々は異動する。モデルの状態及びこれらの状態間の異動は、図 A1.2 に示される。失業年金は、2010 年代前半に廃止となる。将来的には、人々は、失業状態から

老齢年金受給の状態へ直接異動する。

モデルの現役状態では、収入のある雇用下にあり、所得により年金が加算され、所得を基礎に保険料が徴収される。雇用されていない者〈the unemployed〉は、モデルでは3つの異なる状態に分類される。500日間の報酬比例失業手当を受給する者は失業状態〈the state of the unemployed〉として分類される。所定日数分の失業手当受給可能な者、他の失業者（労働市場支援や基本的な失業手当を受けている状態）は、無職〈inactive〉として分類される。無職状態になる人々には、第一線を退いた者だけでなく、遵守の下にある制度の適用を受けていた者が、別の制度の適用を受けるまでの状態にある者も含まれる。このため、無職の者とは、ある法の下に年金引上げが保証されており、当該法律の適用の下に働くことがもはやなく、年金受給には到っていない人である。失業以外の他の社会保障給付期間の下で保証される年金は、モデルでは、現役世代が負担することになる。

図A1.2に示される異動状況に加えて、新規の被雇用者が、年ごとに、人口と雇用との推計を基に、活動状態に追加される。各状態において、年の途中で死亡も発生し、死亡の何件からかは、家族への遺族年金給付が発生する。

図 A1.2. 推計モデルの状態



モデル内では、人々は、年齢及び性別に基づき、異なる階級に分類される。平均法がこれらの階級に適用される。例えば、TyEL適用の全50歳男子は、ひとまとめにされる。平均的なモデル作成手法を適用することは、個別水準見通しよりも、より簡単である。しかし、情報量は少なくなる。例えば、当該見通しでは、年金額の分布情報を得ることはできない。

選択に関連して、以下の事象が、当該モデルにて考慮されている。

- 1) 障害年金へ移行した者の将来分増額取扱に係る過去期間分及び給与は、収入のある雇用を継続する者よりも、概して低い。
- 2) 障害年金を受給する者の死亡率は、一般的な人の平均値よりも高い。一方、障害者ではない人の死亡率は、同様により低い。
- 3) 老齢年金受給者間では、年齢と性別とを固定した場合、年金額の高い者ほど死亡リスクは小さくなる。
- 4) 現役時代に亡くなった者の年金引上げ分は、平均的な被保険者のそれよりも低い。

*TyEL 財政モデル*は、TyEL 保険料率、準備金及び積立金の推移を計算するために利用される。モデルには、TyEL 財政に関連する法律や計算の基礎が詳細に記載されている。TyEL 制度の支出と所得総額とは保険料率に影響を与え、準備金の準備及び取崩しにも影響を与えるという2つの事象により、財政の構成要素は、TyEL 制度の支出の構成要素と結び付けられている。逆に、被雇用者の年金保険料の額は、年金引上げの規模とスライド制とに影響を与える。

保険料収入は、賦課部分及び積立部分並びに運営費のような他の事象を含むその他の要素からなる。賦課部分は賦課方式による年金支払いに利用され、積立部分の保険料収入は年金制度運営者により、準備金として積み立てられる。準備金も、年ごとに支払われる年金を賄うために取り崩される。

全ての報酬比例年金法の年金支出が知れたのであれば、*報酬比例年金の受給者の人数と平均的な報酬比例年金*とが計算される。報酬比例年金の受給者の人数は、人口と雇用との推計、更に、年金支出構成要素からの遷移確率を利用して計算される。

*国民年金の構成要素*では、国民年金の人数と額とが計算される。報酬比例年金の見通しと人口推計とにより、国民年金の基本的な計算処理がなされる。報酬比例年金の計算処理により、年齢別性別の平均的な年金額が計算されるが、モデルからは報酬比例年金の年金額分布は得られない。国民年金の見通しでは、現行の分布と同様であると仮定されている。

*SOLITA の構成要素*は、人口推計を基に得られる SOLITA 支出の簡単な推移でよい。見通しの初期値は、年齢別性別に分類がなされた現行の SOLITA 支出である。現役世代の者（18 歳から 62 歳まで）分は SOLITA 年金は一般的な賃金水準と同じ水準で増えることとし、63 歳以上の者分は報酬比例年金指数と関連付けて増えることになっている。

法定年金支出総額と平均的な全体の年金額とは、異なる構成要素を結びつけて、計算される。平均年金額の見通しのために必要となる人口は、ある条件の下に選択を行う。この報告書では、再検討した上で、自分自身の権利として年金を受給するフィンランド居住者を、但し短時間労働年金の受給者を除いているが、利用する。平均年金額は、68 歳の者だけでなく、前述の集団に含まれる全ての者に対して計算される。68 歳時の年金水準にて、生年による分類を行った老齢年金受給開始時の年金額を示す。

推計モデルで、被保険者の年齢別性別による分類だけでなく、年金法による特定がなされた、初期状態を表すために必要となるデータは、以下の通りである。

- ・異なる法及び制度下での異なる状態の下での人数分布
- ・被保険者の給与
- ・生じた年金の額
- ・準備金及び年金積立金の額
- ・支払われる年金の年金額
- ・異なる状態間の遷移確率、特に、年金発生率

見通しの初期値となる数値は、フィンランド年金センターの雇用及び年金記録と、社会保険機関、フィンランド年金センター、地方政府年金機関及び国庫による統計とから得ている。

補遺 2 : 年金及び失業の給付についての法律の 2010 年及び 2011 年改正の影響評価

表 A2.1 は、年金及び失業の給付についての法律の 2009 年改正が報酬比例年金歳入歳出の推移へ与える影響の評価を示している。影響評価は、2009 年春に実行された。

再検討する法律改正は、以下の通りである。

- ・ 障害年金及び遺族年金を決定する基準の改正
- ・ 短時間労働年金の改正（58 歳から 60 歳への受給可能年齢の引上げ及び収入減少の場合の増分廃止）
- ・ 59 歳から 60 歳への失業手当の権利である所定給付日数の受給可能年齢の引上げ。この結果、失業手当の受給可能年齢の下限は、57 歳から 58 歳へ引き上げられる。
- ・ 役務代替休暇中の給付乗率は、給付の基礎となる所得の 55%とされた。現在の給付乗率は、75%に制限されている。

表 A2.1. 年金及び失業の給付についての法律の 2010 年及び 2011 年改正の影響評価

法律改正がない場合の年金の歳入歳出

| | 2015 | 2020 | 2025 | 2055 |
|-----------------------------|--------|--------|--------|---------|
| 年金歳出（2008 年価格； 単位：100 万ユーロ） | 23,069 | 27,589 | 31,732 | 50,003 |
| 所得総額（2008 年価格； 単位：100 万ユーロ） | 82,751 | 88,782 | 95,805 | 160,213 |
| 年金歳出の比率 | 27.9% | 31.1% | 33.1% | 31.2% |

法律改正が年金の歳入歳出へ与える影響

| | 2015 | 2020 | 2025 | 2055 |
|-------------------------------------|--------|--------|--------|-------|
| 報酬比例年金支出への影響（2008 年価格； 単位：100 万ユーロ） | -44 | -15 | 36 | 316 |
| 障害及び遺族年金 | 20 | 62 | 119 | 437 |
| 短時間労働年金 | -65 | -78 | -93 | -201 |
| 失業手当の受給可能年齢（57 歳→58 歳） | 1 | 3 | 13 | 98 |
| 役務代替休暇中の給付乗率（0.75→0.55） | -0.5 | -1.6 | -3.2 | -18 |
| 所得総額への影響（2008 年価格； 単位：100 万ユーロ） | 203 | 337 | 361 | 612 |
| 短時間労働年金 | 120 | 121 | 131 | 216 |
| 失業手当の受給可能年齢（57 歳→58 歳） | 83 | 216 | 230 | 396 |
| 年金歳出の比率への影響 | -0.12% | -0.13% | -0.09% | 0.08% |

訳注 29. 「年金歳出の比率への影響」の算出方法は、下表を参照すること。表 A2.1 の「年金歳出の比率」表示は小数点以下 1 桁までであるが、理解を助けるために、下表では小数点以下 2 桁までの表示とした。

| | 2015 | 2020 | 2025 | 2055 |
|--|--------|--------|--------|---------|
| 法律改正がない場合の年金の歳入歳出 | | | | |
| 年金歳出 (2008 年価格； 単位：100 万ユーロ) ① | 23,069 | 27,589 | 31,732 | 50,003 |
| 所得総額 (2008 年価格； 単位：100 万ユーロ) ② | 82,751 | 88,782 | 95,805 | 160,213 |
| 年金歳出の比率 ③=①÷② | 27.88% | 31.07% | 33.12% | 31.21% |
| 法律改正が年金の歳入歳出へ与える影響 | | | | |
| 報酬比例年金支出への影響 (2008 年価格； 単位：100 万ユーロ) ④ | -44 | -15 | 36 | 316 |
| 所得総額への影響 (2008 年価格； 単位：100 万ユーロ) ⑤ | 203 | 337 | 361 | 612 |
| ⑥=100×(①+④)÷(②+⑤) | 27.76% | 30.94% | 33.03% | 31.29% |
| 年金歳出の比率への影響 ⑥-③ | -0.12% | -0.13% | -0.09% | 0.08% |

法律の変更内容は、第 3 章にてより詳細に述べられている。失業手当の権利である所定給付日数と短時間労働年金との受給可能年齢下限の引上げの結果、高齢者の就業率は上昇する。2020 年時点で、これらの改正の影響により、所得総額は概ね 0.4%増加する。

訳注 30. 表 A2.1 より、2020 年の

法律改正がない場合の所得総額 (2008 年価格； 単位：100 万ユーロ) 88,782
 所得総額への影響 (2008 年価格； 単位：100 万ユーロ) 337
 であり、 $100 \times 337 \div 88,782 = 0.37958 \dots (\rightarrow 0.4\%)$ となる。

失業手当の所定給付中、または、短時間労働年金受給中の人々は、予想される実際の退職年齢の評価における受給者に含まれない。従って、法律改正が与える予想される実際の退職年齢への影響は、極めて小さいか、または、ないといえる。

補遺 3 : 2010 年時点の一定 TyEL 保険料率

基本見通しにより、現行法に基づく TyEL 保険料の将来の推移が把握できる。TyEL 保険料率引上げの必要性を評価する代替方法は、2010 年から見通し期間終了までの TyEL 制度の支出の財政運営が可能となる、一定値の保険料を見出すことである。加えて、所得総額に対する年金支出比率が見通し期間を通して同じ水準となり、所得総額の増加が将来における所得水準を向上させるという仮定の下、見通し期間終了後であっても、同じ保険料水準を維持することが可能となる、十分な積立金を、見通し期間の終了時に有することが必要である。年金積立金の運用収入の前提は、基本見通しに従っている。

これらの最終状態に対応して、2010 年時点の十分な TyEL 保険料水準は、25.4%である。表 A3.1 には、見通し期間中の数年分の年を選択し、見通しに基づく、年金積立金及び資金の流れを示す。図 A3.1 には、見通し期間を通しての、年金支出、保険料率及び積立金の推移を示す。

表 A3.1. 一定保険料率の下での TyEL 積立金

積立金及び資金の流れ (2008 年価格； 単位：10 億ユーロ)

| | 2010 | 2025 | 2050 | 2075 |
|--------|------|-------|-------|-------|
| 所得総額 | 45.8 | 64.2 | 102.3 | 163.1 |
| 前年末積立金 | 77.1 | 131.8 | 207.3 | 327.1 |
| 年金支出 | 10.3 | 18.0 | 29.3 | 46.8 |
| 事務費支出 | 0.4 | 0.5 | 0.8 | 1.3 |
| 保険料収入 | 11.6 | 16.3 | 25.9 | 41.4 |
| 運用収入 | 2.6 | 5.2 | 8.2 | 13.0 |
| 当年末積立金 | 80.7 | 134.9 | 211.3 | 333.3 |

所得総額に対する比率 (%)

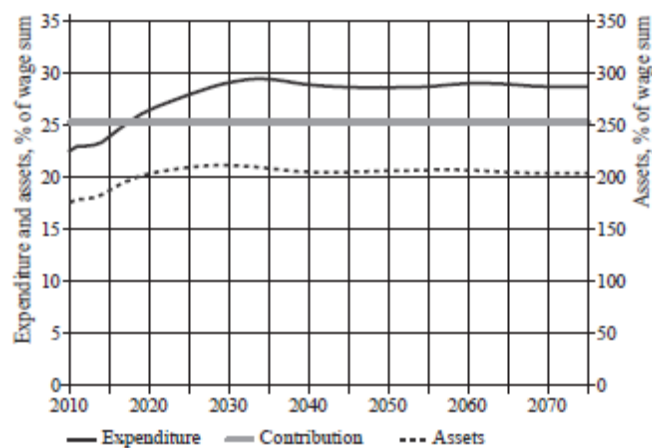
| | 2010 | 2025 | 2050 | 2075 |
|--------|------|------|------|------|
| 年金支出 | 22.6 | 28.0 | 28.7 | 28.7 |
| 保険料収入 | 25.4 | 25.4 | 25.4 | 25.4 |
| 当年末積立金 | 176 | 210 | 207 | 204 |

2007 年長期見通しによれば、2008 年時点での十分な保険料水準は 24.3%であった。保険料水準の上昇は、2008 年に運用収入が十分でなかったことと、2010 年始までの経済発展及び運用収入が予想されていたよりは低調であることに由来する。加えて、時間が経つにつれ、保険料水準は上昇する。後者により、保険料率は上昇し、将来の支出のために蓄える積立金の価値は減る。一方、生産年齢人口の規模は、新しい人口見通しのほうが前回の結果よりも、大きくなる。このことは、保険料水準を引き下げる効果を有する。

訳注 31. “The later the contribution rate is raised, the less time for assets to accumulate for future expenditure.” の “the less time for assets” については、「積立金ための時間が減る」と考えて、将来のほうが保険料水準が上昇し、積立金依存程度

が減少すると捉えた。

図 A3. 1. 一定保険料率下での所得総額に対する TyEL 制度の支出、保険料及び積立金の比率 (%)



| | |
|---------------------------------------|------------------------|
| Expenditure and assets, % of wage sum | 所得総額に対する支出比率及び保険料率 (%) |
| Assets, % of wage sum | 所得総額に対する積立金の比率 (%) |
| Expenditure | 支出 |
| Contribution | 保険料 |
| Assets | 積立金 |

訳注 32. 原本掲載のグラフにある左側の縦軸に“Expenditure and assets, % of wage sum”と記されている。しかし、図の意味するところは、「所得総額に対する支出比率及び保険料率」と考えた（原本に記述ミスがあったと考えた）ため、上記のように訳した。

補遺 4 : 平均余命係数及び補償労働

平均余命係数は、2009年が初回適用年となる。その値は1であり、1947年生まれの者に適用される。直近の5年間の利用可能となるフィンランド統計局の死亡統計を基礎として計算される減額後の年金の現価 (capital value) が、2003年から2007年までの期間の死亡統計を基礎として計算される2009年の減額前の年金の現価と同じになるように、平均余命計数は設定される (被用者年金法第83項)。当該係数は、コーホートごとに固有であり、当該コーホートが62歳に達した年に確定する。1948年生まれのコーホートが、平均余命係数の影響を最初に受ける。低減後の平均余命係数が、障害年金へ適用される (第3章参照)。

表 A4.1 は、人口推計を基礎とした平均余命係数の値の算出を示している。加えて、当該表は、平均余命係数による年金額減少を補うために必要となる、コーホートごとの63歳到達後の労働期間延長についても示している。見通しでは、年金額は退職前の賃金 (年金保険料控除前) の50%または60%になると仮定される。所得の実質成長率は1.75%であり、年金給付乗率は、年ごとに賃金 (被雇用者の年金保険料控除前) の4.5%である。

人口推計によれば、ますます長期間の生存が予想される。このことは、より若いコーホートの平均余命係数は、常に年配者集団の同値よりも常に小さくなることを意味する。従って、より若い被雇用者は、当該係数の小さくなることを補うために、働く時間が長くなることが要求される。得ることになる年金が賃金の50%であるならば、1960年より前に生まれたコーホートの場合、労働期間延長は1年未満でよい。ところが、1980年代に生まれた者は、2年間以上働くことが必要になる。一方、表の最終列からは、50%代替である場合の補償労働に要求される期間と比較して、2010年時点の平均余命から伸長する期間は2倍以上になることがわかる。年金引上げの規模は、要求される補償労働へも影響を与える。賃金と比較して更なる年金の増加を得たい場合には、平均余命係数に対応して、更なる労働期間延長が要求される。

表 A4.1. 平均余命係数及び補償労働

| 生年 | 63 歳到達年 | 63 歳の者の平均余命 | 平均余命係数 | 被雇用者の保険料率 % * | 63 歳到達後に必要な補償労働 | | 2010 年後の 63 歳の者の平均余命の増分 |
|------|---------|-------------|--------|---------------|-----------------|-------------|-------------------------|
| | | | | | 賃金の 50% の年金 | 賃金の 60% の年金 | |
| 1947 | 2010 | 21.4 | 1.000 | 6 | 0 月 | 0 月 | 0 月 |
| 1948 | 2011 | 21.6 | 0.992 | 6 | 1 か月 | 1 か月 | 2 か月 |
| 1949 | 2012 | 21.8 | 0.984 | 7 | 2 か月 | 2 か月 | 4 か月 |
| 1950 | 2013 | 22.0 | 0.978 | 7 | 3 か月 | 3 か月 | 7 か月 |
| 1951 | 2014 | 22.1 | 0.971 | 7 | 4 か月 | 5 か月 | 9 か月 |
| 1952 | 2015 | 22.3 | 0.963 | 7 | 5 か月 | 6 か月 | 11 か月 |
| 1957 | 2020 | 23.2 | 0.930 | 8 | 10 か月 | 11 か月 | 1 年 9 か月 |
| 1962 | 2025 | 24.0 | 0.902 | 9 | 1 年 2 か月 | 1 年 4 か月 | 2 年 7 か月 |
| 1967 | 2030 | 24.8 | 0.876 | 9 | 1 年 6 か月 | 1 年 9 か月 | 3 年 5 か月 |
| 1972 | 2035 | 25.6 | 0.854 | 9 | 1 年 10 か月 | 2 年 2 か月 | 4 年 2 か月 |
| 1977 | 2040 | 26.3 | 0.833 | 8 | 2 年 1 か月 | 2 年 6 か月 | 4 年 11 か月 |
| 1982 | 2045 | 27.0 | 0.815 | 8 | 2 年 5 か月 | 2 年 9 か月 | 5 年 7 か月 |
| 1987 | 2050 | 27.6 | 0.799 | 8 | 2 年 8 か月 | 3 年 1 か月 | 6 年 2 か月 |
| 1992 | 2055 | 28.2 | 0.785 | 8 | 2 年 10 か月 | 3 年 4 か月 | 6 年 9 か月 |
| 1997 | 2060 | 28.8 | 0.772 | 8 | 3 年 1 か月 | 3 年 7 か月 | 7 年 4 か月 |
| 2002 | 2065 | 29.0 | 0.761 | 8 | 3 年 3 か月 | 3 年 10 か月 | 7 年 7 か月 |
| 2007 | 2070 | 29.3 | 0.755 | 8 | 3 年 5 か月 | 3 年 11 か月 | 7 年 10 か月 |
| 2012 | 2075 | 29.5 | 0.749 | 8 | 3 年 6 か月 | 4 年 1 か月 | 8 年 1 か月 |

* 63 歳到達のコホートに適用される 53 歳時保険料率の見通し。

図表一覧

図の一覧

2. 重要な結果及び前回報告書との比較

- 図 2.1. 2010 年から 2075 年までの平均余命係数
- 図 2.2. 1986 年から 2075 年までの GDP に対する報酬比例年金の支出比率 (%)
(全ての報酬比例年金法)
- 図 2.3. 1986 年から 2075 年までの平均賃金額に対する平均年金額の比率 (%)
- 図 2.4. 1986 年から 2075 年までの所得総額に対する
TyEL/TEL、LEL 及び TaEL 支出比率 (%)
- 図 2.5. 1991 年から 2075 年までの TyEL/TEL 保険料率
- 図 2.6. 1997 年から 2075 年までの所得総額に対する TyEL/TEL 積立金の比率 (%)

5. 基本見通し

- 図 5.1. 2006 年から 2075 年までの所得総額に対する TyEL、YEL 及び MYEL の支出比率 (%)
- 図 5.2. 2006 年から 2075 年までの所得総額に対する VEKL 年金の支出比率 (%)
- 図 5.3. 2006 年から 2075 年までの所得総額に対する部門別報酬比例年金の支出比率 (%)
- 図 5.4. 2006 年から 2075 年までの所得総額に対する給付種類別の報酬比例分の支出比率 (%)
(全ての報酬比例年金法)
- 図 5.5. 2010 年から 2075 年までの所得総額に対する報酬比例年金の支出比率 (%)
(全ての報酬比例年金法)
- 図 5.6. 2006 年から 2075 年までの GDP に対する法定年金支出総額の比率 (%)
- 図 5.7. 2006 年から 2075 年までの平均賃金額に対する平均年金額の比率 (%)
- 図 5.8. 2006 年から 2075 年までの TyEL 保険料率
全体、雇用主及び被雇用者の保険料率
- 図 5.9. 2006 年から 2075 年までの TyEL 保険料率
全体、賦課部分及び積立部分の保険料率
- 図 5.10. 2006 年から 2075 年までの所得総額に対する TyEL 積立金及び準備金の比率 (%)

6. 変動範囲の分析

- 図 6.1. 就業率の前提を変更した場合の平均賃金額に対する平均年金額の比率 (緑)、
所得総額に対する報酬比例年金支出比率 (青) 及び TyEL 制度の保険料率 (黒)
- 図 6.2. 障害年金発生率の前提を変更した場合の平均賃金額に対する平均年金額の比率 (緑)、
所得総額に対する報酬比例年金支出比率 (青) 及び TyEL 制度の保険料率 (黒)
- 図 6.3. 老齢年金発生率の前提を変更した場合の平均賃金額に対する平均年金額の比率 (緑)、
所得総額に対する報酬比例年金支出比率 (青) 及び TyEL 制度の保険料率 (黒)
- 図 6.4. 所得の成長率の前提を変更した場合の平均賃金額に対する平均年金額の比率 (緑)、
所得総額に対する報酬比例年金支出比率 (青) 及び TyEL 制度の保険料率 (黒)
- 図 6.5. 収益率の前提を変更した場合の平均賃金額に対する平均年金額の比率 (緑)、
所得総額に対する報酬比例年金支出比率 (青) 及び TyEL 制度の保険料率 (黒)

補遺

- 図 A1.1. 推計モデルの構成要素
- 図 A1.2. 推計モデルの状態
- 図 A3.1. 一定保険料率下での所得総額に対する TyEL 制度の支出、
保険料及び積立金の比率 (%)

表の一覧

2. 重要な結果及び前回報告書との比較

表 2.1. 2009 年長期見通し及び 2007 年長期見通しの前提のまとめ

3. 法定年金の給付及び年金財政

表 3.1. 報酬比例年金の給付乗率

表 3.2. 報酬比例年金法及び失業保障の受給可能年齢についての
2010 年から 2011 年にかけての改正

4. 基本見通しの前提

表 4.1. 1985 年から 2075 年までの平均余命

表 4.2. 1985 年から 2075 年までの人口（単位：千人）及び高齢者比率

表 4.3. 1985 年から 2075 年までの就業率、失業率及び予想される実際の退職年齢

表 4.4. 1969 年から 2008 年までの所得水準指数の実質成長

表 4.5. 投資種別ごとの年金積立金による実質収益率の前提

表 4.6. 1997 年から 2075 年までの物価上昇、所得水準の上昇及び積立金収益率

5. 基本見通し

表 5.1. 2010 年から 2075 年までの平均余命係数

表 5.2. 2008 年から 2075 年までの部門別報酬比例年金支出及び所得額
(2008 年価格； 単位：10 億ユーロ)

表 5.3. 2008 年時点の過去期間分の現価及び年金積立金（現在価格； 単位：10 億ユーロ）

表 5.4. 2008 年から 2075 年までの人口、年金受給者数及び収入のある被雇用者数
(人数の単位：千人)

表 5.5. 2008 年から 2075 年までの全受給者と 68 歳受給者との平均年金額

表 5.6. 2009 年から 2025 年までの TyEL 制度の過去期間分の現価、積立金及び資金の流れ

表 5.7. 2009 年から 2025 年までの YEL 制度の過去期間分の現価及び資金の流れ

表 5.8. 2009 年から 2025 年までの MYEL 制度の過去期間分の現価及び資金の流れ

6. 変動範囲の分析

表 6.1. 就業率の前提を変更した場合の就業率と失業率

表 6.2. 就業率の前提を変更した場合の所得総額に対する
TyEL 制度の支出、保険料及び積立金の比率（％）

表 6.3. 障害年金発生率の前提を変更した場合の予想される実際の退職年齢及び就業率

表 6.4. 障害年金発生率の前提を変更した場合の所得総額に対する
TyEL 制度の支出、保険料及び積立金の比率（％）

表 6.5. 老齢年金発生率の前提を変更した場合の予想される実際の退職年齢及び就業率

表 6.6. 老齢年金発生率の前提を変更した場合の所得総額に対する
TyEL 制度の支出、保険料及び積立金の比率（％）

表 6.7. 成長率の前提を変更した場合の所得総額及び平均年金額（2008 年価格）

表 6.8. 成長率の前提を変更した場合の所得総額に対する
TyEL 制度の支出、保険料及び積立金の比率（％）

表 6.9. 収益率の前提を変更した場合の所得総額に対する
TyEL 制度の支出、保険料及び積立金の比率（％）

補遺

表 A2.1. 年金及び失業の給付についての法律の 2010 年及び 2011 年改正の影響評価

表 A3. 1. 一定保険料率の下での TyEL 積立金

表 A4. 1. 平均余命係数及び補償労働

フィンランド年金センターは、フィンランドの報酬比例年金制度を扱う、公的な中心組織である。その研究活動は、社会保障及び年金制度の分野を主に担当する。当該研究は、社会政治、社会学及び財政的な側面を踏めて、包括的な将来像を描くことを目的とする。

訳注 33. 原本の裏扉に示されている上記の文章は、英語、フィンランド語及びスウェーデン語により記されている。上記は、このうちの英文を訳したものである。

翻訳担当者による追記

1. 翻訳対象の報告書

翻訳対象の報告書は、Finnish Centre for Pensions が作成した、“Statutory Pensions in Finland Long-term projections 2009”であり、翻訳文とこの追記とでは、これを「原本」と言う。原本は、以下のサイトからダウンロード可能である。

http://www.etk.fi/en/gateway/PTARGS_0_2712_459_770_3439_43/http%3B/content.etk.fi%3B7087/publishedcontent/publish/etkfi/en/julkaisut/research_publications/reports/statutory_pensions_in_finland_long_term_projections_2009_7.pdf

この翻訳作業は、厚生労働省年金局数理課の国際年金財政分析官が行ったものであり、文責は全て年金局数理課が負う。

2. 注釈について

- (1) 原本の注釈（脚注）は「原注」として記した。
- (2) 翻訳担当者が追加した注釈は「訳注」として記した。訳注には、内容解説のための注釈と翻訳時に翻訳担当者が留意したことへの解説文とがあるが、区別することなく、翻訳文全体での通し番号を打番している。

3. 図表の復元について

- (1) “Table” は「表」と訳し、“Figure” は「図」と訳した。
- (2) 復元した表のレイアウトは、必ずしも原本とは同一ではない。但し、当然のことながら、内容は忠実に復元している。
- (3) 図（グラフ）は、原本の PDF ファイルから直接引用を行っている。必要に応じて、図中用語の訳語を図の下部に付した。

4. 訳語について

- (1) 訳語の選択に当たっては、一般的に利用されているものを用いるようにした。
- (2) 訳語を当てはめたものの元の用語を翻訳文に残す場合には、当該用語が初出となる箇所にて、元の用語をくくで囲った。例えば、「平均余命係数<life expectancy coefficient>」が、これに該当する。
- (3) “earnings” を「所得」、「wage」を「賃金」、「income」を「収入」及び“salary”を「給与」と訳することを原則とする。但し、以下の方針を優先する。
 - a. 訳語の選択に当たっては、文意を踏まえる。
例えば、表 5.3（原本 51 ページ）で“earnings”と“covered income”とが同一物（[b]）を意味していることからわかるように、原本の用語使分けは厳密ではない。
 - b. “earnings-related”は「報酬比例」と訳す。例えば、“earnings-related pension”

は「報酬比例年金」と訳す。

c. “wage sum(s)”と“covered income”とは「所得総額」と訳す。

d. “salary income”は「給与所得」と訳す。

(4) “retirement risk”については、原則、以下の方針で整理した。

a. 「発生率」と訳す（考える）。

b. 障害年金関連の訳語については、“disability pension retirement risk”、“retirement risk for disability pension”、“retirement risk of disability pension”及び“disability retirement risk”の4つの用語を「障害年金発生率」と訳した。

c. 老齢年金関連の訳語については、“retirement risk”、“old-age pension retirement risk”及び“retirement risk for old-age pension”の3つの用語を「老齢年金発生率」と訳した。

d. 原本 81 ページ下から 6 行目の“pension retirement risks”は「年金発生率」と訳した。

(5) 主な用語の訳語を一覧にして示す。用語一覧に示される用語について、一般的な訳語が見当たらず、翻訳担当者の造語を用いたものについては、訳語の次に「*」を付す。

用語一覧

| 原本での表記 | 訳語 |
|---|----------------|
| accrual rate | 給付乗率 |
| accrued pension | 過去期間分 |
| additional days | 所定給付日数 * |
| cost-of-living index | 生計費指数 |
| disability pension | 障害年金 |
| disability pension retirement risk または retirement risk for disability pension または retirement risk of disability pension または disability retirement risk | 障害年金発生率 * |
| earnings-related pensions | 報酬比例年金 |
| effective retirement age | 実際の退職年齢 * |
| employment rate | 就業率 |
| expected effective retirement age | 予想される実際の退職年齢 * |
| Finnish Centre for Pensions | フィンランド年金センター |
| Finnish statutory pensions | フィンランド法定年金 |
| Funding rate または Funding ratio | 積立比率 |
| index adjustment | スライド制 |
| job alternation leave | 役務代替休暇 * |

| 原本での表記 | 訳語 |
|--|--|
| labour market organisations life expectancy coefficient long-term planning model long-term projection model | 労働団体 平均余命係数 長期計画モデル 長期推計モデル |
| national pensions | 国民年金 |
| old-age dependency ratio old-age pension operating expenses | 高齢者比率 老齢年金 運営費 |
| part-time pension private-sector pensions projected pensionable service または projected pensionable salary | 短時間労働年金 民間被用者年金 将来分増額取扱 * (表 3.2 の障害年金説明部分のみ) |
| retirement age | 退職年齢 |
| old-age pension retirement risk または retirement risk または retirement risk for old-age pension | 老齢年金発生率 * |
| Statistics Finland survivors' pension | フィンランド統計局 遺族年金 |
| unemployment allowance unemployment pension | 失業手当 失業年金 |
| value of accrued pensions または value of pension accruals または value of pensions accrued | 過去期間分の現価 |
| wage sum(s) または covered income | 所得総額 |

5. その他

- (1) 翻訳文中に記載の URL (参考文献に記載されている URL を除く。) については、2011 年 12 月 1 日現在、アクセス可能なことを確認している。
- (2) 原本に記載されている固有名詞のうち、人名の表記は原本通りとした。